



介護保険制度の実施まであと一年となり、医療保険会と介護給付会では合同で開催される検討を進めており、厚生省では省令案等を

## 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

### 1. 基本方針

・指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び養育上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

は、入所者・職員数=三百三十人までは、五十人又はその端数を増すことに

一以上とする。

※ただし、経過措置として、平成十六年度末までの五年間限り、当該施設の状況を踏まえ、四・一・一以上を定める。

い。

うち看護職員は、三十人までは、一人五人までは、二人百三十人までは、三人一百三十人以上は、五十人又はその端数を増すことに

一一名増とする。

・看護職員、一名以上の常勤配置

と

(2) 静養室

・看護婦室またはサービスステーションに近接してい

ること

(3) 治室

・身体の不自由な方に適したものとし、一般治標のほか特別治標を設置すること

(4) 便所

・居室のある階ごとに、居室に近接、身体の不自由な方に配慮したものとする

こと

(5) 洗面所

・居室のある階ごと、身体の不自由な方に配慮したものとする

こと

(6) 医務室

・医療法に基づく診療所

こと

(7) 食堂

・機能を十分に發揮し得る

こと

(8) 機能訓練指導員

・機能訓練指導員

こと

(9) その他

・廊下幅一・八m、中廊下

二・七m以上とすること

こと

(10) 設備拒否の禁止

こと

(11) 保険給付の償還請求のための説明書の交付

こと

(12) 施設の運営基準についての説明

こと

(13) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(14) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(15) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(16) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(17) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(18) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(19) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(20) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(21) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(22) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(23) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(24) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(25) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(26) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(27) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(28) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(29) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(30) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(31) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(32) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(33) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(34) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(35) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(36) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(37) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(38) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(39) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(40) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(41) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(42) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(43) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(44) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(45) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(46) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(47) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(48) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(49) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(50) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(51) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(52) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(53) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(54) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(55) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(56) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(57) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(58) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(59) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(60) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(61) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(62) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(63) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(64) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(65) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(66) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(67) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(68) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(69) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(70) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(71) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(72) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(73) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認

こと

(74) 介護の提供に当たっての必要な知識と技能の確認



「介護福祉士と介護の質」  
をテーマに平成11年1月  
十二日～十三日の二日間に  
わたり和歌山県の白浜温泉  
「コガノイベイホテル」で  
第五回近畿ブロック研修会  
が開催された。

十二日は、行政説明とし  
て厚生省社会・援護局施設  
人材確保対策室、介護技術  
が担当役割がある等、日本

専門官 佐藤美穂子氏が講  
師に迎え、「介護福祉教育  
と職能団体の役割」、続い  
て特別講演に桃山学院大  
学社会学部教授の北野誠一  
氏による「利用者の権利擁  
護と介護福祉士の役割」と  
題しての講演があった。  
佐藤氏の講演では、「今  
後、社会福祉基礎構造改革  
が進む中で、福祉を担う人

が、二世紀の福祉社会に  
求められる人材の養成を行  
うことが求められている。  
特に、日本介護福祉士会な  
どの専門職能団体には卒後  
教育や生涯教育を体系的に  
扱う役割がある等、日本

特に、日本介護福祉士会な  
どの専門職能団体には卒後  
教育や生涯教育を体系的に  
扱う役割がある等、日本

プリントホテルで開催され  
るのを受け、下記の分科会  
テーマに添った、実践研究

事例を募集します。原稿の  
締め切りは七月末日とし、  
ワープロによりA4(四  
十×四十)四枚以内とさせ

ていただきます。詳細を知  
りたい方は日本介護福祉士  
会事務局(江畑)までお連  
絡下さい。

◆午前 介護保険制度下に  
おける介護福祉士 第一分科会「訪問調査にお  
ける介護福祉士」

日本介護福祉士会方式が  
各県の実務研修において学  
習が進められている中で、  
より普及を目指す実践と方  
法について研究する。

◆午後 介護支援専門職  
員の役割と看護師 第三分科会「日本介護福祉  
士会方式によるケアマネジメ  
ントの実践とモデル事業  
の実施と介護福祉士」

日本介護福祉士会方式が  
中からその問題解決と予防  
のあり方について研究す  
る。

◆午後 介護支援専門職  
員の役割と看護師 第三分科会「自立支援その  
他のアプローチ」

精神身体両面における排  
泄援助のあり方とその取り  
組みと研究 第四分科会「施設ケアア  
ンプの取り組み」

中からその問題解決と予防  
のあり方について研究す  
る。

◆午後 介護支援専門職  
員の役割と看護師 第三分科会「後継者育成へ  
の取り組み」

中からその問題解決と予防  
のあり方について研究す  
る。

## 第五回近畿ブロック研修会を開催

長男に導びかれて

宮崎県介護福祉士会会長

三十二年前、二十六才  
で授かった長男は重度の  
先天性脳性マヒ。常に病  
気からホームヘルパー  
さんのお世話を受けてい  
た。医者は六才までは無  
理と危ぶまれたが、必死  
の介護の甲斐あって国立  
病院内の小学校に入学。  
長男の巣立ちでばかり  
たが、辛かつたけどあの  
世話ををしてお返ししよう  
と頑張ってきました」

長男は十九才まで生を  
きてこの世を去った。  
「自宅にいたらどうだっ  
たか。辛かつたけどあの  
所長ど、多忙な毎日を送

日本介護福祉士会事務局  
君は日本社会事業大学社会  
福祉学部を三月に卒業した  
二十四歳。田中会長曰く  
「ジャニーズ系のいい男」

新人スタッフの紹介

指導の研究

・生涯学習についての創造  
と研究

・在宅・施設における実習

・養成施設カリキュラムに  
関する研究

## 第4回東海・北陸ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護保険と介護福祉」  
～西暦2000年の介護保険開始に向け、地域の特性を  
生かした介護福祉サービスを考える～
  2. 期 日 平成11年5月1日(土) 2日(日)
  3. 会 場 長良川温泉 岐阜観光ホテル「十八楼」  
岐阜市渕町10番地 TEL (058) 265-1551
  4. 日 程
- 第1日目 5月1日(土) 会場 コンベンションホール
- 12:30～13:30 受付
  - 13:30～13:50 開会式 主催者挨拶・来賓挨拶
  - 13:50～15:20 基調講演
  - テーマ「介護保険制度における介護福祉士の役割」  
講師 厚生省介護技術専門官 佐藤美穂子氏
  - 15:30～17:00 記念講演
  - テーマ「介護福祉と音楽療法」  
講師 岐阜県音楽療法研究所所長 門間陽子氏
  - 17:00～18:00 休憩・チェックイン
  - 18:00～20:00 懇親会
- 第2日目 5月2日(日) 会場 2F各会議室
- 9:00～12:00 分科会～介護保険開始に向けて～
  - 第1分科会「施設における自立支援や、アセスメント・ケアプラン等についての検討」  
助言者 岐阜県老人福祉施設協議会ケアプランナー 石川勲子氏  
石川県介護福祉士会会長 平林麗子氏
  - 第2分科会「居宅における自立支援や、アセスメント・ケアプラン及び、介護支援サービス等の検討」  
助言者 愛知江南短期大学講師 山崎イチ子氏  
三重県介護介護福祉士会会长 森川明美氏
  - 第3分科会「施設や居宅でのレクリエーションや、音楽療法活動等を通しての癒しとQOL」  
助言者 ぎふ音楽療法研究会講師 須崎弘子氏  
岐阜県介護介護福祉士会会长 奥村昇氏
- 12:00 散会

## 第6回全国研修会の発表事例を募集

研究を行う。

◆午後 介護サービスの質

の向上を目指す。

## 平成11年度介護支援専門員実務研修受講試験実施方針について

11年度の試験実施方法は、基本的には10年度と同様の方法によるが、変更点は次の2点。

- ① 出題方法 (4肢選択方式→5肢複択方式)
- ② 出題範囲 (標準テキストに示されている内容、範囲→出題範囲の事項を提示)

区分	平成10年度	平成11年度
試験受験対象	保健・医療・福祉分野で合計5年以上の実務経験を有する者	同 左
試験内容及び範囲	「介護支援専門員標準テキスト」に示されている内容・範囲	テキスト指定方式ではなく、出題範囲を別途示す。(内容は標準テキストの事項とその内容の詳細を示したもの)
試験日	4回(9/20、9/27、10/4、10/11)のうち、いずれか1回	全国統一で7/25(日)
試験時間関係		
試験時間	一般 120分	同 左
	障害者 点字受験者1.5倍(弱視1.3倍)	同 左
出題数	介護支援分野 25問 保健医療福祉サービス分野 ・保健医療サービスの知識等 基礎 15問 総合 5問 ・福祉サービスの知識等 計 60問	同 左
試験開始	都道府県により10:00～10:30	全国統一で10:00開始
遅刻者入室可能時間	試験開始後30分まで	同 左
退室不可時間	試験開始後30分まで	同 左
試験問題作成		
問題作成	厚生省(試験問題作成委員会)	同 左
試験一部免除	法定資格取得者は、保健医療福祉サービス分野における当該専門に係る事項の問題は解答免除	同 左
出題方法	4肢選択方式及び5肢択一方式	5肢複択方式(×2タイプ、×3タイプ)及び5肢択一方式(穴埋め組み合わせ)

第10回高齢者介護サービス体制整備検討委員会資料より

**介護支援専門員実務研修  
受講試験の模擬を実施**

今年は介護支援専門員実務研修受講試験が全国統一で七月二十五日と通知されています。そこで、本会は今年も全国で受験される会員のために、試験直前の自己チェックを目的とした模擬試験を以下の要領で実施します。

一、日時 各支部で設定。六月二十日(日)以降に実施

二、出題方法 ・問題六十問セットにて、合計三セットを作成

・一セットで六十問設定、五択問題、マスクシート方式

・受験希望者は三セットを提供する。  
・会場模試を設定する支部は、一セットを会場で使用し、残りの二セットは自宅などで行う。

三、申し込み方法 各支部で受験要項を作成し、各支部で対応。  
各支部より日本介護福祉士会(担当・品川)へ申し込みは五月二十日まで。

**第6回日本介護福祉士会通常総会  
並び記念講演会開催要綱**

- 日 時 平成11年5月15日(土) 10:00~15:30
  - 場 所 マツダホール(マツダ八重洲道ビル9F)
  - 内 容
    - 記念式典 10:00~10:25
      - (1) 開会挨拶
      - (2) 日本介護福祉士会会长挨拶
      - (3) 来賓祝辞
    - 記念講演
      - 講演 10:30~12:00  
上智大学文学部教授 アルフォンス・デーケン氏  
テーマ 「こころの癒しとユーモア」
      - 記念講演 12:40~13:40  
厚生省社会援護局施設人材課長 河 幹夫氏  
テーマ 「介護福祉士サービスの質と教育のあり方」(予定)
    - 第6回通常総会 14:00~15:30
      - (1) 開会挨拶
      - (2) 議長団選出
      - (3) 審議事項
        - 第1号議案 平成10年度事業報告
        - 第2号議案 平成10年度収支決算報告及び財産目録並びに監査報告
        - 第3号議案 平成11年度事業計画(案)
        - 第4号議案 平成11年度収支予算(案)
      - (4) 報告事項 平成10年度承認新支部紹介
      - (5) 議長団退任
      - (6) 閉会挨拶
- (\*当日、日本介護福祉士会方式アセスメント・パソコンソフトのデモ予定)

**第1回介護支援専門員フォローアップセミナー開催要綱**

- 期 日 平成11年7月9日(金)~10日(土)
- 場 所 総合研修センター 安田生命アカデミア  
〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-40  
TEL 0423-51-8311 FAX 0423-51-8316
- 受講対象者 日介会員で介護支援専門員実務研修の終了者
- 参加費 12,000円(1泊4食つき)(前泊希望者は朝食付きで+4,000円)
- 定 員 75名(全員宿泊可能)
- 申し込み方法

下記必要事項をご記入の上、ファックスで日本介護福祉士会事務局(03-3507-8810 担当:江畑)までお申し込み下さい。

\*申し込み受付開始日は4月26日(月)です。それ以前に申し込まれても、無効となります。なお、定員になり次第、締め切ります。

先着順に受講者票を送付します。受講者票が届き次第、料金をお振り込み下さい。

申し込み必要事項 ①氏名(ふりがな)・会員番号 ②自宅住所・電話番号 ③勤務先名・電話番号 ④宿泊希望の有無(前泊希望も含む)

7. プログラムと講師候補(予定)

1日目 9:30 受付開始

10:30 講義1 「介護支援サービスの基本理念と意義」

厚生省介護保険施行準備室(予定)

13:00 講義2 「社会資源の理解と活用」

15:10 講義3 「介護支援専門員の役割と機能」

19:30 演習説明

2日目 9:00 ケアプラン作成演習(日本介護福祉士会方式)

17:00 終了

**第5回中国・四国ブロック研修会開催要綱**

- テーマ 「介護福祉士と自立支援」—介護福祉士の専門性追求—
- 期 日 平成11年6月19日(土)
- 会 場 徳島プリンスホテル  
徳島市万代町3丁目5-1 TEL (0836) 24-1111
- 参加予定者 550人
- 日 程 10:00~10:30 開会式  
10:30~12:00 基調説明  
13:00~15:00 分科会  
15:15~16:00 全体会
- 基調説明 「基礎構造改革と介護福祉士への期待」  
厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室  
介護技術専門官 佐藤美穂子氏
- 分科会テーマ 第1分科会 「契約時代における介護福祉士の役割」  
~専門職としての意識改革~  
第2分科会 「個別援助計画、作成のあり方」  
~自立支援を目指す援助計画~  
第3分科会 「地域ケアシステムの構築」  
~望む暮らしを続けるために~

8. 参加費

- 会員・学生 3,000円(資料代・昼食代を含む)
- 会員外 7,000円(資料代・昼食代を含む)

**第3回中国・四国ブロックケアマネジメント研修会開催要綱**

- 開催日 平成11年7月10日(土)
- 会 場 山口県婦人教育文化会館  
〒754-0893 山口市湯田温泉5-1-1 (TEL 0839-22-2792)
- 日 程 10:00~12:00 講義「ケアマネジメントの理論と実際」  
13:00~14:20 演習「ケアプラン作成について」  
14:20~14:30 休憩  
14:30~16:00 演習「ケアプラン作成について」
- 講 師 橋本泰子氏(大正大学教授)
- 参加定員 250名
- 参加対象者 中国・四国ブロック支部の日本介護福祉士会会員
- 参加費 3,000円(昼食代を含む)
- 参加申込み方法 参加については、別紙申込書に御記入の上、6月18日までに各県介護福祉士会事務局に参加費を添えて申込み下さい。
- その他 宿泊については、別紙山口市内ホテル一覧表を参考のうえ、各自でお早めにお取りください。
- 事務局 山口県介護福祉士会事務局  
〒754-0893 山口市秋穂二島1062  
山口県社会福祉研修所内(担当 藤本)  
TEL 0839-87-1320 FAX 0839-87-1330

介護福祉士向け専門情報誌

**季刊 介護福祉**

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPoSビル Tel(03)3486-7511

**専門性が支える介護福祉の充実のために**

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

# 日本介護福祉士会

# 社団法人化に全力

# 日本介護福祉士会

社団法人化の諸条件の  
ひとつでもある支部の全県  
設置は、福島県、群馬県、  
熊本県が残されていたが、  
六月一三日に開催された第  
三回理事会で、三県の支部  
が承認されて、本会設立六  
年目で目標のひとつが達成  
された。

田陽子氏（特別養護老人ホーム勤務）、熊本県介護福祉士会は五月三一日に設立、会長は岩木克敏氏（在宅介護支援センター勤務）群馬県介護福祉士会も六月二日に設立され、会長は中川雅史氏（特別養護老人ホーム勤務）となつてゐる。四七番目の支部となつてゐる群馬県介護福祉士会は、六

四月二六日、介護福祉士制度の生みの親である参議院議長・斎藤一朗氏は、田中会長、岡田・石橋副会長、三重県森川会長、南事務局長が表敬訪問した。斎藤議長は「今後の介護福祉士制度のさらなる発展のために、法人化は欠かせない」として、本会に対し力強いご支援を約束された。

さらに、総会で確認した

六月二日に報告し、今後の支援をお願いした。

## 斎藤参院議長が支援

# 56回 通常総会並び記念式典

月二二日に群馬県社会福祉総合センターで二〇〇名が参加し、盛大に設立総会が開催された。現在の会員は県内の会員は五二〇名。

部設立を受けて、これか  
は会員の組織率を高め  
社団法人の認可に向けて  
大限努力していくことを  
認した。

## 47 全県に支部設立

部設立を受けて、これからは会員の組織率を高めて、社団法人の認可に向けて最大限努力していくことを確認した。

# 第6回通常総会を開催 会員増強へ取り組み決意

○ 国家資格としての介護  
福祉士の専門性は、すべて  
の介護サービスに対する國  
民の信頼へとつながるもの  
であり、ひいては、介護保  
険制度に対する国民の被保  
険者の信頼をサービス提供  
者側から保障する数少ない  
道であると考えています。  
五月から、医療保険福祉審  
議会介護給付費部会、本  
格的に検討されている訪問  
介護等の介護報酬の設定に  
あたっては、国家資格とし  
ての介護福祉士の行うサ  
ービスを明確に評価し、介護  
福祉士の専門性を助長する  
とともに、訪問介護の質向  
上にインセンティブの働く  
仕組みとしていただきます。  
時間を利用して、日本介護  
福祉士会方式アセスメン  
ト時間を利用して、「クイック」のデモンストレーションが行われた。  
「クイック」のデモンストレーションは日本介護福祉士会アセスメントソフトによるもので、日本介護福祉士会アセスメントソフトによって、アセスメントの実務研修で活用してもうため、全国の実務研修指導者等に対して研修会を催していく予定である。  
「クイック」の申し込みは日本介護福祉士会事務局へ（電話〇三一三五七一〇七八四）質問は日本介護福祉士会事務局へ（電話〇三一三五七一〇七八四）

このように新聞紙上で「介護保険制度」の発展が行なわれてきました。これまでの歴史を振り返ると、その歩みはまさに「スクランブル」(乱闘)の如きでした。

電子メールのアドレス E-mail : webmaster @ iaccw.gr.jp インターネットのホームページ URL : http://www.iaccw.gr.jp/

電子メールのアドレス E-mail : webmaster @ jaccw.gr.jp インターネットのホームページ URL : http://www.jaccw.gr.jp/



# 第6回日本介護福祉士会通常総会で承認

## 平成一〇年度事業報告

平成一〇年度事業は、第  
五回通常総会で決定された  
事業の円滑な運営と時宜に  
適した幅広い分野での取り  
組みを行った。

今、国では社会福祉を取り  
り巻く環境の変化に対応  
し、多様・増大する国民の  
福祉ニーズに適切に対応す  
るため、社会福祉基礎構造  
改革が進められている。平  
成九年一月以来、中央社  
会福祉審議会・社会福祉構  
造改革分科会で論議されて  
いた社会福祉基礎構造改革  
の中間まとめが平成一〇年  
六月一七日によりまとめられ  
た。この中間まとめでは、  
社会福祉法人制度の見直  
し、措置制度から契約に基  
づく利用制度への転換など

と並んで、福祉人材の養  
成・確保が大きな柱の一つ  
として掲げられている。

こうした中で、社会・援  
護局長との意見交換が行わ  
れた。この中で、日本介護

福祉士会は、規制緩和の進  
むなかで、介護サービスの

質を担保し、確保するため  
には介護福祉士制度はより  
重要となること、そのため  
にも専門性評価の仕組みが  
必要であること、介護福祉

士との他の介護職との関  
係性について明確にして、位  
置付けるべきである等の意  
見を述べた。また、「中間  
まとめ」を踏まえ、厚生省  
は「福祉専職の教育課程  
等に関する検討会」や「福  
祉サービスの質に関する検

討会」を設置し、本会から  
として参加し意見を述べた。

満たない今日、私たち介護

福祉士を取り巻く状況は大  
きく変化している。平成一  
〇年度に実施された介護支

援専門員実務研修受講試験  
の合格者は、看護婦・准看

護婦の三〇、七〇一人に次  
いで介護福祉士の合格者は  
一〇、二八八人であった。

これは、中央並びに各都

道府県支部が取り組んだ介  
護支援専門員実務研修受講

試験対策一斉模擬試験の実  
施や対策講座の開催等の事  
業の結果といえる。また、  
介護保険導入に向けて立成  
一〇年度モデル事業が実施

される過程で、日本介護

福祉士会方式アセスメント  
ト・ケーブル作成手法

の普及が図れるようだと  
の要請があり、すみやか

に第六回理事会の承認に  
より、開発に着手した。

現在、医療保険・福祉審議  
会介護給付費部を中心と  
して、介護報酬等の本格的  
な検討がなされていると  
ころである。介護福祉士等が  
行う訪問介護は、保険給付  
の中でも最も高い頻度で長時  
間を見守るとともに適宜適  
切に意見を述べていただき。

今、介護福祉士の数は平  
成一〇年度末で「三万人を

超え、さらに毎年四万人の  
増加が見込まれる状況にあ  
る。本会は、介護福祉士全

体の資質の向上、一定水準  
の確保を常に念頭に置き、  
職能団体として資格取得後

の生涯研修の体系的なプロ  
グラムを確立する必要があ  
ることと考えている。社会福祉

基礎構造改革の中間まとめ  
においても、人材養成・確  
保について卒後教育の充実  
である。臨床教育における  
指導者の育成・強化並び  
に、実習施設における実習  
指導担当者の資質の向上  
等、高いレベルの教育を目指  
していくことは、今後の  
介護福祉士制度の発展のた  
めに欠かせない。

さるに、介護福祉士全体  
の資質の向上を図ることと  
は、今後、増大・多様化す  
る介護ニーズに的確に対応

されたが、介護認定調査  
員や介護認定審査会の構  
成員として多くの介護福  
祉士がその任にあたって  
きた。

また、試験後に各都道  
府県で実施された実務研  
修では、日本介護福祉士  
会方式アセスメント・ケ  
ーブル作成手法説明が  
三ヵ所で実施した。なお、  
第一回全国都道府県長会  
議で、日本介護福祉士  
会方式アセスメント・ケ  
ーブルのパソコンコンソフ  
トの開発の必要性が議論

され、アセスメント・ケ  
ーブルの検討、専門  
試験対策一斉模擬試験の実  
施や対策講座の開催等の事  
業の結果といえる。また、  
第六回理事会の承認に  
より、開発に着手した。

現在、医療保険・福祉審議  
会介護給付費部を中心と  
して、介護報酬等の本格的  
な検討がなされていると  
ころである。介護福祉士等が  
行う訪問介護は、保険給付  
の中でも最も高い頻度で長時  
間を見守るとともに適宜適  
切に意見を述べていただき。

さて、社団法人格の取  
得は職能団体が真に社会

的にも認知されるための  
第一歩ととらえていると  
ころであり、日本介護福  
祉士会設立当初からの課  
題である。一〇年度内の  
法人認可を得るため、全  
国都道府県長会議をは  
じめ、各ブロック会議で  
は達成のための困難性や  
組織率を高めるための方  
策について意見を交わし、  
中央、ブロック、支部が  
一丸となって取り組んで  
来たところである。しかし  
ながら、一〇年度内に  
は達成できなかったことは、法人認  
可の基本である資格取得  
者の中割以上の組織化が  
達成できなかったことに  
ある。未組織支部の解消  
等、高レベルの教育を目指  
していくことは、今後の  
介護福祉士制度の発展のた  
めに欠かせない。

さるに、介護福祉士全体  
の資質の向上を図ることと  
は、今後、増大・多様化す  
る介護ニーズに的確に対応

し、「選ばれる介護福祉士」  
となる必須の要件である  
と考えている。そのため、  
平成一一年度初期の加入が  
予定されているところであ  
る。残された課題は組織率  
にあり、一一年度の最重点  
は、日本介護福祉士会に業務  
委託されことになったの  
で、その活動の場は広がり、  
介護を必要とする人々の最  
も身近にて最も高い頻  
度で行うサービスの提供者  
として、その専門性をより  
広範に發揮することとなる。  
今後も利用者の代弁者  
としてその専門性を発揮  
し、介護サービスに対する  
廣範に活動することとなる。  
広範に活動することとなる。  
後どのように介護福祉士制  
度に対する評価され、位置付  
けられることが動  
いてきた。

これまで国家資格である  
介護福祉士に対する評価  
は、介護福祉士が講師を務め  
る。今後も利用者の代弁者  
として、その専門性を発揮  
し、より着実な活動を進め  
ていきた。

## 平成一一年度事業計画

### 一、学術部

#### \*九州ブロック

九月二四日・二十五日 佐賀県

研究

・全国研修会(鰐井沢プリンスホ

テル 一月一二日～二三日)

・ブロック別研修(全国六ブロッ

ク)

\*北海道・東北ブロック

八月末予定 山形県

応

\*関東・甲信越ブロック

九月二五日 千葉県

・介護支援専門員資格者)

・日本介護福祉士会方式ケアア

業)

・ランサム成指導者研修

・アセスメント方式の普及・開

発

・介護相談(郵政省受託事業)

・国家試験対策(全国統一模擬

・福祉用具(介護機器)臨床的

・近畿ブロック

五月一日・二日 岐阜県

・中国・四国ブロック

・日本介護福祉士会方式ケアア

業)

・介護指針策定研究会(介護方

法)

・イドラインの策定等)

・介護指針策定研究会(介護方

法)

・介護指針策定研究会(介護方



ニュース



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.33 8月15日号  
平成11年(1999年)

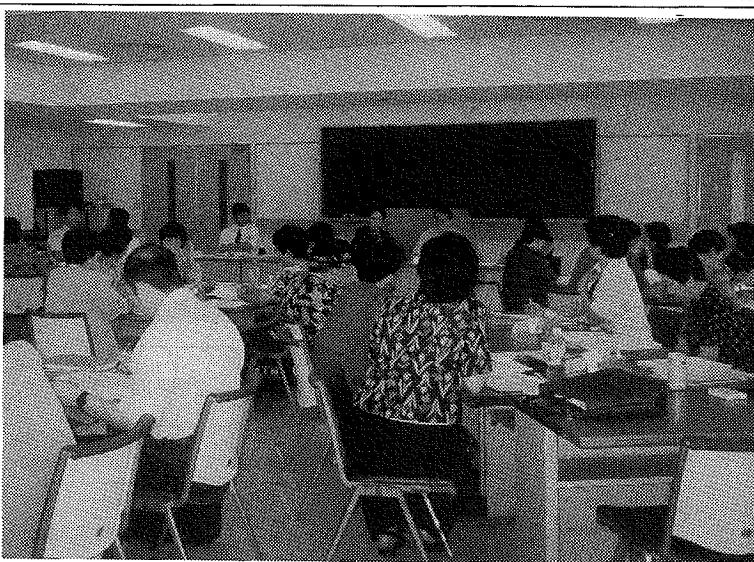
# 日本介護福祉士会

厚生省は八月十日、社会福祉事業の制度改正などを柱とした社会福祉基盤構造改革の全体像について、中央社会福祉審議会(木村尚三郎委員長)に諮問した。改正の主な内容は、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するために行うものであり、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れる支援事業などがあげられる。よつて支えるといつ社会福

厚生省は八月十日、社会福祉の理念に基づいての改革である。(1)利用者の立場に立った社会福祉制度の構築(2)サービスの質の向上(3)社会福祉事業の充実・活性化(4)地域福祉の推進等をめざしたもの。

新たに社会福祉事業として法制化されるもののうち、権利擁護のための相談援助事業(福祉サービス利用支援)、身体障害者相談

## 社会福祉事業改革を厚生省が諮問



平成十一年八月一日 が設置されてから初めての会長会議が、東京の安田生

(日)、四七都道府県に支部

会長会議が、東京の安田生

命教育センターで開催され

た。会議の主な内容は、全国研修を始めとする各種研修事業、全国一斉介護相談などの今年度の事業推進について、また、今年度中の社

団法人化をめざして各県の

会員組織率を高めるため

に、各支部の具体的な取り組みの促進計画の実施につ

いて話し合い、日本介護福

祉士会、支部として、それ

ぞれのレベルで取り組むこ

とを全員で確認した。

また、午後からは厚生省

社会・援護局施設入材課課

長河幹夫氏に来ていただき、厚生省としても支援す

ることなど、社団法人化に向けた取組についての激励をいただいた。合わせて他

て話し合い、日本介護福祉士会、支部として、それぞれのレベルで取り組むことを全員で確認した。

また、午後からは厚生省社会・援護局施設入材課課長河幹夫氏に来ていただき、厚生省としても支援することなど、社団法人化に向けた取組についての激励をいただいた。合わせて他

て話し合い、日本介護福祉士会、支部として、それぞれのレベルで取り組むことを全員で確認した。

また、午後からは厚生省

社会・援護局施設入材課課

長河幹夫氏に来ていただき、厚生省としても支援す

ることなど、社団法人化に向けた取組についての激励をいただいた。合わせて他

て話し合い、日本介護福祉士会、支部として、それぞれのレベルで取り組むことを全員で確認した。

また、午後からは厚生省社会・援護局施設入材課課長河幹夫氏に来ていただき、厚生省としても支援すことなど、社団法人化に向けた取組についての激励をいただいた。合わせて他

て話し合い、日本介護福祉士会、支部として、それぞれのレベルで取り組むことを全員で確認した。

また、午後からは厚生省

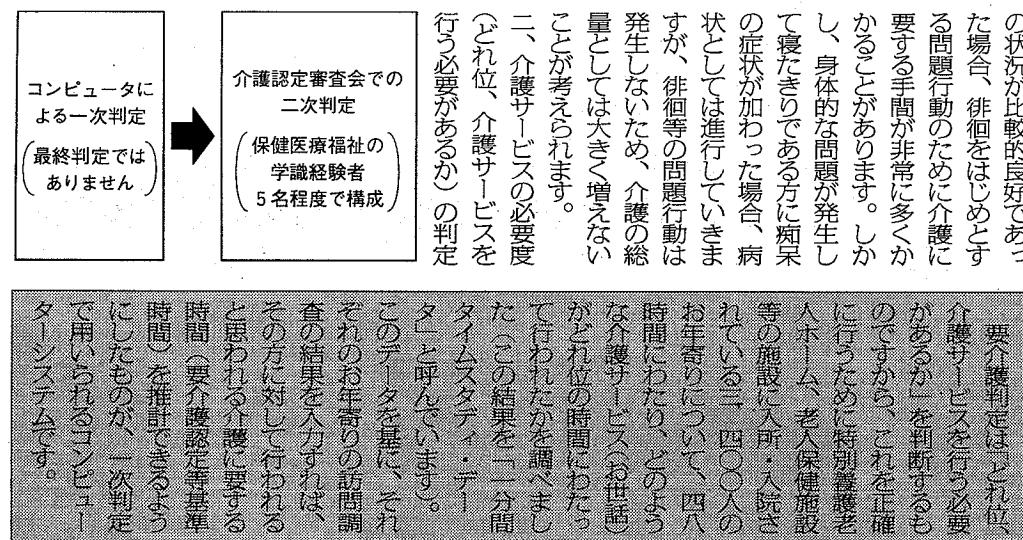
社会・援護局施設入材課課

長河幹夫氏に来ていただき、厚生省としても支援す

ることなど、社団法人化に向けた取組についての激励をいただいた。合わせて他

て話し合い、日本介護福祉士会、支部として、それぞれのレベルで取り組むことを全員で確認した。

また



(注) 中間評価項目の利用

中間評価項目とは、訪問調査に用いられている調査項目のうち、自身の状況に関する七三項目について、平成二〇年度モデル事業で調査対象となった約一六万人のデータを用いて、同様の傾向（例：調査項目aで「全介助となる」といふには調査項目bでも高い頻度で同時に「全介助」となる場合）によじて、二つの調査項目を同一「グループに含める」を持つ調査項目など）、「第一群（麻痺・拘縮に関連する項目）」、「第二群（移動等に関連する項目）」等の七つのグループにまとめたものです。

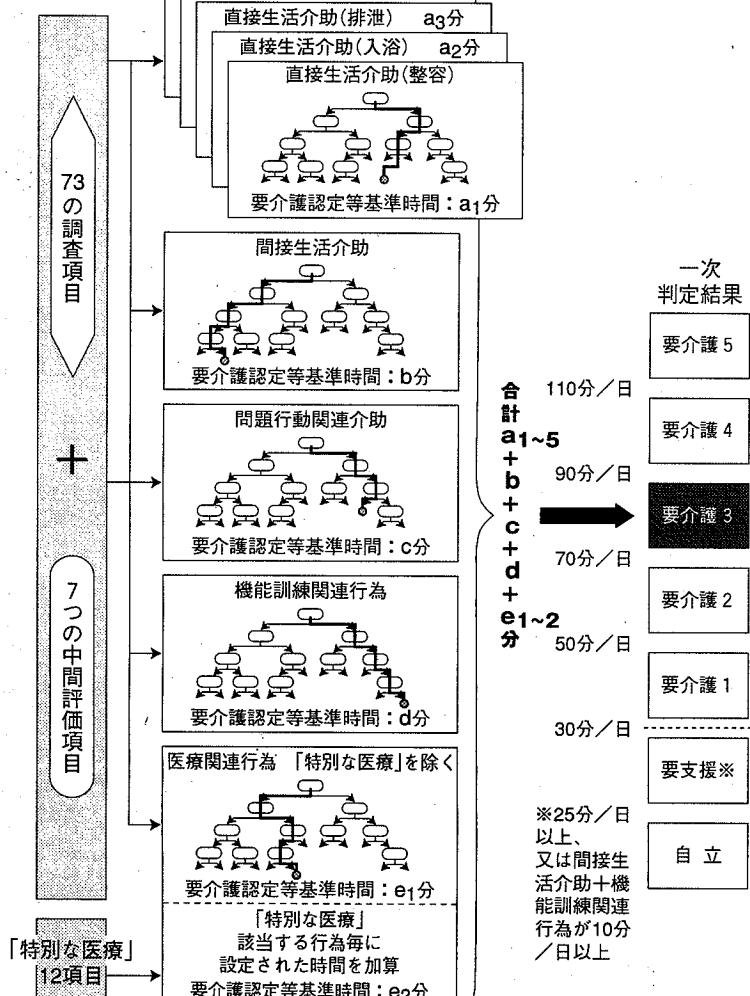
この七つの個別の調査項目の傾向と七三項目全体の傾向との関係の深さに応じて、個別の調査項目の選択肢に対して統計的に得点を付し、七つの中間評価項目（じゅんひやくめい）によって、安定した一次判定結果が得られるようになります。

この中間評価項目得点も、個々の調査項目とともに樹形モデルの分岐項目として、一次判定に用います。これによって、安定した一次判定結果が得られるようになります。

直接生活介助	身体に直接触れて行う入浴、排せつ、食事等の介護等
間接生活介助	衣服等の洗濯、日用品の整理等の日常生活上の世話等
問題行動関連介助	徘徊、不潔行動等の行為に対する探索、後始末等の対応
機能訓練関連行為	えん下訓練の実施、歩行訓練の補助等の身体機能の訓練及びその補助
医療関連行為	呼吸管理、じょくそう処置の実施等の診療の補助等

要支援	5分野を合計した要介護認定等基準時間が30分未満であって ・要介護認定等基準時間が25分以上 または ・間接生活介助、機能訓練関連行為の2分野の要介護認定等基準時間の合計が 10分以上			
		30分以上	50分未満	
要介護1	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	30分以上	50分未満	
要介護2	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	50分以上	70分未満	
要介護3	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	70分以上	90分未満	
要介護4	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	90分以上	110分未満	
要介護5	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	110分以上		

### 要介護認定等 基準時間算出の流れ



複数の「状態像の例」の中から各々のお年寄りの状態像に近い一又は複数の「状態像の例」を選び、それらの属する区分に応じて最終判定(二次判定)を行います。その際、主治医意見書や訪問調査の際の特記事項

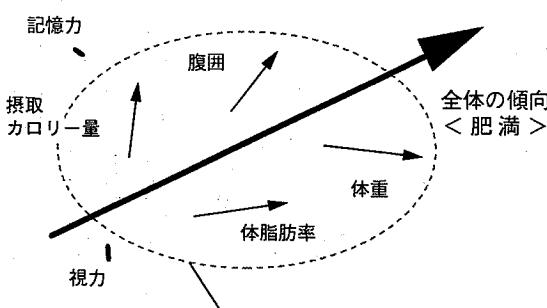
五、介護認定審査会では、  
一次判定結果を原案として  
要介護度別に示された  
上で受けられる介護サービ  
スの合計時間と運動する  
わけではありません。

○要介護認定の「次判定」  
は「要介護認定等基準時  
間に算入してしまおうか、  
これは一分間タイムズタ  
ティ」という特別な方法に  
ある問題である。実際こ  
家庭で行われる「認定問  
い」は異なるもの。

○(1)の般介護認定等基準  
曲間は、あくまでも介護  
の必要性を量の「ものさ  
へ」、「うつ、ニギ、カロ

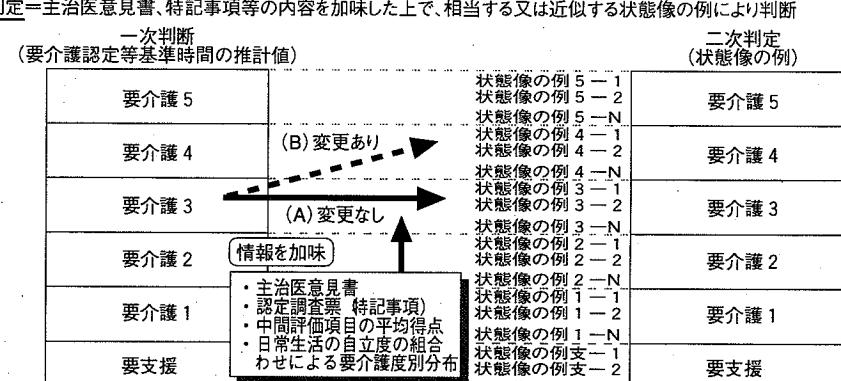
都道府県等要介護認定担当者会議資料より

### 中間評価項目得点のイメージ



肥満に関する中間評価項目としてグループ化される項目。全体の肥満度に対する関連の深さ(矢印の大きさ・傾き)に応じて得点が付される

## 要介護認定における一次判定と二次判定の位置付け



(A) : 一次判定結果が要介護 3 であり 要介護 3 の状態像の例 3-2 にその状態像が相当又は近似しているを変更した

(A) : 一次判定結果が要介護 3 であり、要介護 3 の状態像の例 3-2 にその状態像が相当又は近似しているため変更しない。

(B) : 一次判定結果は要介護 3 であるが、要介護 4 の状態像の例 4-2 にその状態像が相当又は近似しているため要介護 4 に変更する。

# 要介護認定実務者研修会実施要綱

1. 期日 平成11年9月23日(木)

2. 会場 安田生命教育センター  
〒182-0014 東京都調布市柴崎2-4-1

3. 参加対象 介護認定審査会委員に委嘱された日本介護福祉士会会員

4. 参加人員 300名(先着順定員になり次第締め切り)

5. 申し込み方法 FAXに限り受付

6. 参加費 2,000円(昼食代、資料代・当日徴収)

7. 内容

9:30~10:00	受付
10:00~12:00	「介護保険制度における要介護認定」 講師 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行室 次長 三浦公嗣氏
13:00~15:00	「介護認定審査会のプロセスと各専門職種」 講師 尾道市医師会 副会長 介護保険担当 片山壽(ひさし)
15:10~17:10	「介護認定調査票・主治医意見書の読み取り」 講師 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行室 室長補佐 小池創一氏

8. 申し込み先 日本介護福祉士会

の方々に決まった。

## 海外研修・ 調査派遣者 決まる

日次	月 日(曜)	発着地／滞在地	交通機関	摘要
1	10月23日(土)	東京(成田)発 コペンハーゲン着	航空機	航空機にてコペンハーゲン (コペンハーゲン泊)
2	10月24日(日)	コペンハーゲン ネストヴェス	専用バス	午前：自由行動 午後：ネストヴェスへ (ネストヴェス泊)
3	10月25日(月)	ネストヴェス	専用バス	オリエンテーション(終日) デンマーク、またはネスト ヴェス市の福祉施設や介護 サービス制度について (ネストヴェス泊)
4	10月26日(火)	ネストヴェス		オリエンテーション(終日) デンマーク、またはネスト ヴェス市の福祉施設や介護 サービス制度について (ネストヴェス泊)
5	10月27日(水)	ネストヴェス		介護体験研修 ナーシングホーム等におい て、少人数のグループ実習 (ネストヴェス泊)
6	10月28日(木)	ネストヴェス		介護体験研修 ナーシングホーム等におい て、少人数のグループ実習 (ネストヴェス泊)
7	10月29日(金)	ネストヴェス		介護体験研修 ナーシングホーム等におい て、少人数のグループ実習 (ネストヴェス泊)
8	10月30日(土)	ネストヴェス		終日：自由行動 (ネストヴェス泊)
9	10月31日(日)	ネストヴェス		終日：自由行動 (ネストヴェス泊)
10	11月1日(月)	ネストヴェス		介護体験研修 リハビリテーションなどの 訓練実習(ネストヴェス泊)
11	11月2日(火)	ネストヴェス		介護体験研修 リハビリテーションなどの 訓練実習(ネストヴェス泊)
12	11月3日(水)	ネストヴェス		介護体験研修 訪問看護・在宅サービスの 実習(ネストヴェス泊)
13	11月4日(木)	ネストヴェス		介護体験研修 訪問看護・在宅サービスの 実習(ネストヴェス泊)
14	11月5日(金)	ネストヴェス コペンハーゲン発	専用バス 航空機	航空機にて帰国の途へ (機内泊)
15	11月6日(土)	東京(成田)着		

## 第12回介護福祉士国家試験

**受験申し込みは9月3日まで**

### (1) 筆記試驗

試験日	試験時間	試験科目(14科目)
平成12年1月23日 (日曜日)	午前10時30分～12時00分 点字者(1.5倍) (午前10時30分～12時45分) 弱視者等(1.3倍) (午前10時30分～12時27分)	社会福祉概論 老人福祉論 障害者福祉論 リハビリテーション論 社会福祉援助技術 レクリエーション指導法 老人・障害者の心理 家政学概論 栄養・調理
	午後1時20分～2時40分 点字者(1.5倍) (午後1時20分～3時20分) 弱視者等(1.3倍) (午後1時20分～3時04分)	医学一般 精神衛生(精神保健) 介護概論 介護技術 障害者形態別介護技術

## (2) 実技試験

試験日	試験時間	試験科目
平成12年3月5日 (日曜日)	筆記試験合格者に別途通知する。	介護等に関する専門的技能

政府は七月十三日、雇用創出、産業競争力の強化のため医療福祉分野等での規制改革の具体的措置を決め発表した。  
このうち「介護サービス関係要員研修期間の短縮・試験制度の簡素化」で介護福祉士の受験資格として認められる実務経験三年に準ずる者については、対象とされる事業や施設の範囲を拡大することもに通信教育等の普及を図るために、高等等の普及を図るために、高等

学校専攻科一年以上・通信教育二年等を履修した場合についての受験資格は原則二年間とするなどを決めた。厚生省では、介護従事者の質の低下を招くような対策を行うことは念頭にならへ、実務経験三年及び養成施設等の修業年限に変化はないとして、介護福祉士国家試験については試験会場を増やすとともに申請書類の簡素化を行うとの見解を発表した。

## 規制改革の具体的措置を発表

充美が社会的に要請。  
・ 福祉関係職員の業務内容も高度化、多様化する中で、専門職種として適正に評価し、その業務にふさわしい処遇を図ることが重要。その一環として、新たな俸給表を新設。

二、福祉職俸給表の概要

(一) 適用範囲

次の基準に該当する者を

【俸給表の適用を受ける職員】

国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立児童自立支援施設、国立知的障害者施設、  
国立保養所及び国立療養所等に勤務する指導員、保育士等・・・・約一千人  
(参考) 国以外に全国の社  
等に勤務する指導員、保育士等・・・・約一千人  
(参考) 国以外に全国の社  
大学卒十七万九千七百円  
(行政(一)二種初任給 (十七万四千四百円) の約  
一倍として、当初から専門的な職務に従事する福祉関係職員にふさわしく初任給を一定程度高めに設定し、以降緩やかの給与カーブを持つた高原型。

《初任給の例》

職俸給表(一)の水準をベースとして、当初から専門的な職務に従事する福祉関係職員にふさわしく初任給を一定程度高めに設定し、以降緩やかの給与カーブを持つた高原型。

六級構成の簡素な構造。  
じ簡素の職制によるわしい  
お詫びと訂正

## 福祉職俸給表について

会福祉施設（例えば特別養護老人ホーム、身体障害者

三%程度改善

## 第6回全国研究大会開催要綱

- テーマ 「介護福祉士と自立支援～介護福祉士の専門性の評価と利用者の求めるサービスを提供するために」
- 期日 平成11年11月12日(金)～13日(土)
- 参加定員 1,000名
- 会場 軽井沢プリンスホテル西館  
〒389-0103 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1016-75  
TEL 0267-42-1111
- 日程
 

11月12日(金) 第1日目

  - 13:00～13:30 開会式典 開会挨拶、主催者挨拶、来賓挨拶
  - 13:40～14:40 特別講演 社会福祉法人全国社会福祉協議会  
会長 長尾立子氏  
テーマ「望ましい介護とは」
  - 15:00～17:30 シンポジウム「介護保険制度導入間近」  
～介護サービスと消費者契約の中で・どうなる介護福祉士～  
パネリスト・厚生省
    - ・弁護士 高村浩氏
    - ・株ジャパンケアサービス代表取締役 対馬徳昭氏
    - ・日本介護福祉士会会长 田中雅子
  - コーディネーター 上智大学文学部助教授 棚本一三郎氏

11月13日(土) 第2日目

  - 9:00～11:30 分科会「介護保険制度下における介護福祉士」  
第1、2、3、4の分科会による研究事例発表及び助言
  - 12:20～14:50 分科会「介護サービスの質の向上を目指す」  
第5、6、7、8の分科会による研究事例発表及び助言
  - 15:00～15:50 会長報告  
「介護福祉士教育に関する日本介護福祉士会の考え方について」  
～介護福祉士教育のあり方について(中間まとめ)～
  - 15:50～16:00 閉会式典 研修部長挨拶、次期開催県挨拶
- 実践研究事例発表分科会テーマ及び講師
 

(第1分科会)「要介護認定訪問調査と介護福祉士」  
助言者 小池創一氏(厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室室長補佐)  
小栗栄子氏(静岡県介護福祉士会会长)

(第2分科会)「ケアマネジメントの実施と介護福祉士」  
助言者 柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)  
是枝祥子氏(東京都介護福祉士会会长)

(第3分科会)「日本介護福祉士会方式によるケアマネジメントの実践と考察」  
助言者 須加美明氏(長野大学産業社会学部助教授)  
因 利恵氏(福岡県介護福祉士会会长)

(第4分科会)「施設ケアプランへの取り組み」  
助言者 黒澤貞夫氏(浦和短期大学福祉教育センター長)  
宇都宮和子氏(茨城県介護福祉士会会长)

(第5分科会)「自立支援その食へのアプローチ」  
助言者 細野博氏(新潟県歯科医師会理事)  
岡田史氏(新潟県介護福祉士会会长)

(第6分科会)「自立支援その排泄へのアプローチ」  
助言者 佐々木学氏(泰阜村北診療所所長)  
上村富江氏(長野県介護福祉士会会长)

(第7分科会)「自立支援その予防的介護への取り組み」  
助言者 住居広士氏(広島県立保健福祉短期大学教授)  
本多正子氏(大阪府介護福祉士会会长)

(第8分科会)「後継者育成への取り組み」  
助言者 澤田信子氏(埼玉県立大学保健医療福祉学部助教授)  
鍋島恵美子氏(佐賀県介護福祉士会会长)

## 第6回北海道・東北ブロック研修会開催要綱

- メインテーマ 『介護福祉士と自立支援』  
～がんばれ介護福祉士・今をどう生きるか!!～
- 日時 平成11年8月21日(土)
- 場所 天童温泉「滝の湯ホテル」  
天童市鎌田本町1-1-30 TEL 023-654-2211
- 日程
 

10:00～10:30 開会式

10:30～12:00 基調講演「介護保険導入直前の動向について」  
講師 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課老人福祉計画官 秋山寛氏

13:00～14:30 特別講演「介護サービスと消費者契約の中で介護福祉士は?」  
講師 日本介護福祉士会会长 田中雅子

14:30～15:30 特別講演「サービスの質と原点 もてなしの心」  
講師 株式会社滝の湯ホテル取締役専務 山口孝子氏

15:30～16:00 閉会式

## 第6回九州ブロック研修大会開催要綱

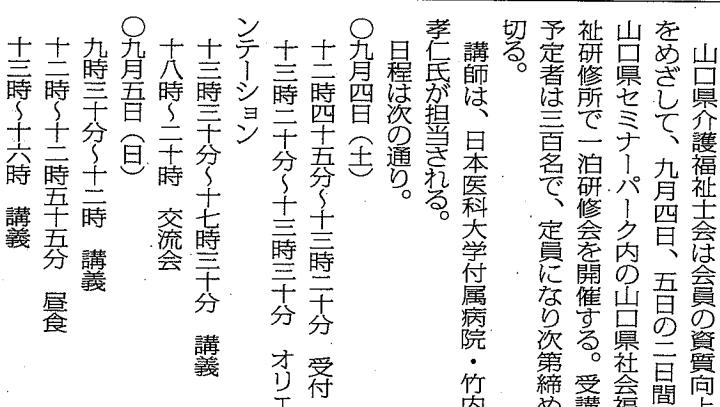
- 大会主題 「介護福祉士と自立支援」  
《社会システム変革の中で果たす介護福祉士の役割と課題》
- 参加予定者数 約600人
- 期日 平成11年9月24日(金)～25日(土)
- 場所 和多屋別荘  
〒843-0300 佐賀県藤津郡嬉野町 TEL 0954-42-0210
- 日程及び内容
 

9月24日(金) 第1日目

  - 13:00～13:30 開会式
  - 13:30～15:00 基調講演「生活支援と保健・医療・福祉の連携」  
廣島国際大学医療福祉学科助教授 岡崎仁史氏
  - 15:20～17:20 シンポジウム「介護福祉士と自立支援」  
《介護保険制度における「介護のあり方と介護福祉士の果たす役割を探る》  
シンポジスト
    - 老人保健施設「きりん」副施設長 木下健二氏
    - 佐賀短期大学(介護福祉士養成校)教授 渡辺明広氏
    - 佐賀県社会福祉士会会长 古賀理氏
    - 福岡県介護福祉士会・北九州市社協ホームヘルパー 松永てるみ氏
    - 宅老所「きたじま」経営・介護福祉士 北島富子氏
  - コーディネーター 佐賀県介護福祉士会会长 鍋島恵美子氏

9月25日(土) 第2日目

  - 9:30～11:30 特別講演「介護支援サービスの基本理念と意義」  
厚生省老人保健福祉局介護保健制度施行準備室室長補佐 佐藤信人氏
  - 11:30 閉会式



**山口県介護福祉士会**  
**一泊研修会**

山口県介護福祉士会は会員の資質向上をめざして、9月4日、5日の二日間、研修所で一泊研修会を開催する。受講予定者は三百名で、定員になり次第締め切る。

介護福祉士向け専門情報誌  
**季刊 介護福祉**  
購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。







## 第12回国家試験受験対策 平成11年度一斉模擬試験実施要綱

1. 期日：12月12日（日）

試験時間	試験科目
10:30~12:00 52問	社会福祉概論 8問 老人福祉論 8問 障害者福祉論 4問 リハビリテーション論 4問 社会福祉援助技術 8問 レクリエーション指導法 4問 老人・障害者の心理 8問 家政学概論 4問 栄養・調理 4問
13:20~14:40 48問	医学一般 8問 精神衛生 4問 介護概論 8問 介護技術 14問 障害形態別介護技術 14問

3. 申込〆切 10月30日（土）

#### 4. 申込書の送付先、お問い合わせ

各都道府県支部、または日本介護福祉士会事務局（担当：

品川)までお願いします。

知事や嬉野町長他多数の来

補佐・佐藤信人氏からは

最後まで熱心に研修した。

作に困惑したりする姿が多

人材課長・森山幹夫

台風来襲直後でも263名が参加  
第六回九州ブロック研修  
大会は九月二四日(金)と  
二五日(土)、佐賀県藤津  
郡嬉野町の和多屋別荘を会  
場に開催された。  
台風一八号の影響で交通  
機関が全部止まるという困  
難な状況が生じたが、九州  
各県から多数の参加者を予  
定していたこともあり、時  
間講演された。

「介護支援サービスの基本理念」と「意義」の演題で特別講演を頂いた。シンポジウムは「介護保険制度における介護のあり方」と介護福祉士の果たす役割を探る」と題し、老人保健施設、介護福祉士養成校、ホームヘルパー、宅老所経営等それぞれの立場からの大岡会が、シンポジウムは「介護保険制度における介護のあり方」と介護福祉士の果たす役割を探る」と題し、老人保健施設、介護福祉士養成校、ホームヘルパー、宅老所経営等それぞれの立場からの大岡会が、シンポジウムは「介護保

九月一九日(日)、東京都介護福祉士会の主催で、日本介護福祉士会方式の介護支援専門員支援ソフト「クイック」を使用したパソコン教室が開かれた。

この研修では、「クイック」のCD-ROMをインストールするところから始めて、熱意ある意見交換が行われた。一

介護福祉士向け専門情報誌  
季刊 介護福祉

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511



## 介護保険下、資質向上が重要

福祉社会への期待を語られ  
た。

## 21世紀の介護サービスを考える

この「クイック」は、介護支援専門員が個人で利用することももちろんのこと

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士はこの期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へ  
お申込み下さい。



## 特別講演・全国社会福祉協議会会長 長尾立子氏

### 「望ましい介護とは」

#### 介護保険時代の 介護福祉士に期待されるもの

旨



まだいろいろな議論はあるが、社会福祉基盤構造改革は法案まで煮詰まっている。それは、次の三つの柱で考えられる。

一、福祉全体を新しい觀

点で捉えなおす姿勢。

二、介護保険時代の  
介護福祉士に期待されるもの

(要旨)

次に、介護保険は社会保

険であるということであ

る。多くの国民に支えられ

られ、国の財政がどうであ

れ、納得が得られれば近代

的な設備を介護報酬の中で

導入される

ことの効果。

三、個人の

尊厳という

我々社会の基

本的観念がさ

らに強く求め

られる時代。

まず最初

に、「福祉の基本的改革」

という視点で捉える。

として「介護保険時代の介

護福祉士に期待されるも

の」としてお話しします。

かつて、東京で日本介護

福祉士会の設立総会に出席

した時の期待以上の熱気が

全国組織に発展し、会員は

じめ中心となって活動され

た会員の努力を評価すると

ともに、介護福祉士会の運

営の輪を広げられるること

と、次のステップに期待し

ている。

介護保険についてとはい

いしかし現在では、すべて

の柱で考えられる。

二、介護保

険といふ社会

保険システム

が福祉の分野

に導入される

ことの効果。

三、個人の

尊厳という

我々社会の基

本的観念がさ

らに強く求め

られる時代。

まず最初

に、「福祉の基本的改革」

という視点で捉える。

として「介護保険時代の介

護福祉士に期待されるも

の」としてお話しします。

かつて、東京で日本介護

福祉士会の設立総会に出席

した時の期待以上の熱気が

全国組織に発展し、会員は

じめ中心となって活動され

た会員の努力を評価すると

ともに、介護福祉士会の運

営の輪を広げられるること

と、次のステップに期待し

ている。

介護保険についてとはい

いしかし現在では、すべて

の柱で考えられる。

二、介護保

険といふ社会

保険システム

が福祉の分野

に導入される

ことの効果。

三、個人の

尊厳という

我々社会の基

本的観念がさ

らに強く求め

られる時代。

まず最初

に、「福祉の基本的改革」

という視点で捉える。

として「介護保険時代の介

護福祉士に期待されるも

の」としてお話しします。

かつて、東京で日本介護

福祉士会の設立総会に出席

した時の期待以上の熱気が

全国組織に発展し、会員は

じめ中心となって活動され

た会員の努力を評価すると

ともに、介護福祉士会の運

営の輪を広げられるること

と、次のステップに期待し

ている。

介護保険についてとはい

いしかし現在では、すべて

の柱で考えられる。

二、介護保

険といふ社会

保険システム

が福祉の分野

に導入される

ことの効果。

三、個人の

尊厳という

我々社会の基

本的観念がさ

らに強く求め

られる時代。

まず最初

に、「福祉の基本的改革」

という視点で捉える。

として「介護保険時代の介

護福祉士に期待されるも

の」としてお話しします。

かつて、東京で日本介護

福祉士会の設立総会に出席

した時の期待以上の熱気が

全国組織に発展し、会員は

じめ中心となって活動され

た会員の努力を評価すると

ともに、介護福祉士会の運

営の輪を広げられるること

と、次のステップに期待し

ている。

介護保険についてとはい

いしかし現在では、すべて

の柱で考えられる。

二、介護保

険といふ社会

保険システム

が福祉の分野

に導入される

ことの効果。

三、個人の

尊厳という

我々社会の基

本的観念がさ

らに強く求め

られる時代。

まず最初

に、「福祉の基本的改革」

という視点で捉える。

として「介護保険時代の介

護福祉士に期待されるも

の」としてお話しします。

かつて、東京で日本介護

福祉士会の設立総会に出席

した時の期待以上の熱気が

全国組織に発展し、会員は

じめ中心となって活動され

た会員の努力を評価すると

ともに、介護福祉士会の運

営の輪を広げられるること

と、次のステップに期待し

ている。

介護保険についてとはい

いしかし現在では、すべて

の柱で考えられる。

二、介護保

険といふ社会

保険システム

が福祉の分野

に導入される

ことの効果。

三、個人の

尊厳という

我々社会の基

本的観念がさ

らに強く求め

られる時代。

まず最初

に、「福祉の基本的改革」

という視点で捉える。

として「介護保険時代の介

護福祉士に期待されるも

の」としてお話しします。

かつて、東京で日本介護



## 平成11年度近畿ブロック研修会実施要綱

- テーマ 暮らしを支える介護福祉士の役割  
—排泄の自立支援を目指して—
- 開催日 平成12年2月11日(金)～12日(土)
- 会場 京都パークホテル  
京都市東山三十三間堂廻り町44-2  
tel 075-525-3111 fax 075-533-1134
- 参加人員 300名
- 参加費 日本介護福祉士会会員 3000円  
介護福祉士養成施設の学生 3000円  
一般参加者 8000円
- プログラム  
2月11日(金) 第1日目  
13:00～13:30 開会式典 主催者挨拶  
来賓挨拶  
13:30～15:00 行政説明 「介護保険の最新情報」  
厚生省老人福祉計画課係長 西田紫郎氏  
15:00～15:15 休憩  
15:15～17:00 特別講演「暮らしを支える」  
講師 市田ひろみ氏(服飾評論家)  
17:00～17:15 事務局より 京都府介護福祉士会  
18:00～20:00 懇親会  
2月12日(土) 第2日目  
9:00～12:00 講義「排泄のメカニズムⅠ」  
日本コンチネンス協会会長 西村かおる氏  
12:00～13:00 休憩  
13:00～15:00 講義「排泄のメカニズムⅡ」  
日本コンチネンス協会会長 西村かおる氏  
7. 申し込み・問い合わせ 夢ツーリスト きたみ  
京都市右京区太秦安井春日町8  
tel 075-822-8030 fax 075-822-8032

## 平成12年11月17～18日に

新編纂で、平成12年10月10日～11日の開催が決定している第七回全国研究大会は、11月17日～18日に、出題範囲を拡充して行われることが検討された。これは、11月20日までの全国介護保険担当課による事例を取り出し、「第2回介護職のための介護基礎学」。当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時

孝仁氏(日本医科大学教授)

の介護基礎学総論をもとに

作成した四十事例のうち

から十の事例を取り出し、

「被済」「痴呆」「排泄」の

項目ごとにディスカッショ

ン方式で討論を行った。

当日は小春日和の中を七

十五名の受講生が集まつた。同研究会は四月にも行

なわれたが、今回、その時



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.36 2月15日号  
平成12年(2000年)

# 日本介護福祉士会

今年度中の組織活性化が目標

## 社団法人化に全力を

### 厚生省から激励・支援

昨年からの課題である社団法人化については、今年度中の設立を目指し、新卒者の全員加入など具体的な取り組みを実施しているところであるが、さらに全県の支部も気引き締めて組織率の強化に取り組むことが必要である。

日本介護福祉士会の社団法人化は厚生省内でも最大の懸案事項として、第七回理事会にて厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室長古都賢一氏より激励をいただいた。

趣旨は以下の通り。

「日本介護福祉士会の社団法人化は厚生省内にとって最大の懸案事項であり、社会的に認知を受け、自らの職分として発展していきたい」とあります。

介護保険制度の施行まで残すところ一ヵ月余り。介護サービスの第一線で働く者として、今まで国民に期待され、そのため身が引き締まる思いをしたことはあります。

私たちの期待に応え、利用者の自立支援、人権擁護のために高い倫理観と専門的知識と技術を持つ、積極的に行動しなければなりません。

一方、私たちは介護の保護制度の中で私たち現場において働く者として、介護福祉士が専門職として同時に、保健・医療、

### 期待に応える介護福祉士へ

日本介護福祉士会会长 田中 雅子

会員の皆さまには、是非全ての

厚生省は1月10日に、介護保険で利用できるサービス単価(介護報酬)と、在宅サービスの利用限度額を官報で告示した。

【関連記事】**2~4面**  
額は昨年、全国で実施した実態調査に基づいて設定された。人件費の高い都市部で、交通の便が悪い山間地や離島での利用には加算が必要な高齢者の一人暮らし、在宅の訪問通所サービス

## 介護報酬が告示される

厚生省 訪問介護は3類型に

がつづく。訪問介護は「身体介護中心」「家事援助中心」などに対する行為、と明記された。これ以外でもやむを得ない事情がある場合に援助が同程度」の三類型に分けられた。介護報酬が決定されたことを受け、要支援、要介護認定済みの利用者に対し、介護支援専門員(ケアマネジャー)による介護サービス計画作成が本格化す

てまいりました。また、社団法人化を達成することにより、他職種との真の対等性を築くことを目指します。このことは、新しい介護報酬制度の中ではあります。

一方、私たちは介護の保護制度の中で私たち現場において働く者として、介護福祉士が専門職として同時に、保健・医療、

は、ぜひ生涯研修制度に取り組まれることを望んでいます。

このためには、法人化が必須条件であり、介護福祉士資格保有者の過半数が日本介護福祉士会に加入され

養成の質の向上をめざす。今後も資質の向上に邁進し、日本介護福祉士会に取り組まれることを望んでいます。

このためには、法人化が必須条件であり、介護福祉士会に加入され

力を取り組んでいたところがなにかがなに況等についての意見交換を行った。

このことは日本介護福祉士会に加入され

る。このためには、法人化が必須条件であり、介護福祉士会に加入され

る。

このためには、法人化が必須条件であり、介護福祉士会に加入され

# 介護保険の介護報酬が下される

- (2) 所要時間1時間以上の場合 403単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに151単位を加算した単位数
- 注1 利用者に対して、指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 イについては、身体介護(利用者の身体に直接接觸して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)を中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第6款に規定する居宅要介護者等に對して行われるもの)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、指定訪問介護として身体介護と家事援助を同程度行った場合に所定単位数を算定する。
- 5 所要時間1時間以上1時間30分未満の身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、イ(3)の所定単位数にかかわらず、584単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定し、所要時間1時間以上1時間30分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、ハ(2)の所定単位数にかかわらず、403単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定する。
- 6 イ及びハについては、別に厚生大臣が定める者が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。
- 7 別に厚生大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所(その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。)又はその一部として使用される事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 10 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問介護費は、算定しない。

## 一定の人員配置を前提とした各施設サービスの平均収入額について

(例) 介護老人施設 (人員配置 3:1 その他地域)

(平均要介護度 3.23 一人当たり平均収入額 33.1万円)					
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	1月当たり報酬額	食費を加えた額
要介護1 (18.4%)	796		24.2万円		食費5.8万円(平均利用額)
要介護2 (13.5%)	841		25.6万円		
要介護3 (17.2%)	885	×10×365/12 円	26.9万円	27.2万円	33.1万円 (端数処理の関係で合計が合わない)
要介護4 (28.2%)	930		23.8万円		
要介護5 (22.7%)	974		29.6万円		

(例) 介護老人保健施設 (人員配置 3:1 その他地域)

(平均要介護度 2.85 一人当たり平均収入額 35.4万円)					
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	1月当たり報酬額	加重平均
要介護1 (21.9%)	880		26.8万円		食費5.8万円(平均利用額)
要介護2 (20.6%)	930		28.3万円		
要介護3 (21.4%)	980	×10×365/12	29.8万円	29.6万円	35.4万円
要介護4 (23.3%)	1,030		31.3万円		
要介護5 (12.8%)	1,080		32.9万円		

(例) 介護療養型医療施設 (人員配置 看護6:1、看護補助4:1 その他地域)

(平均要介護度 3.64 一人当たり平均収入額 44.2万円)					
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	1月当たり報酬額	加重平均
要介護1 (11.4%)	1,126		34.2万円		食費6.4万円(平均利用額)
要介護2 (10.5%)	1,170		35.6万円		
要介護3 (14.8%)	1,213	×10×365/12	36.9万円	37.8万円	44.2万円
要介護4 (29.6%)	1,256		38.2万円		
要介護5 (33.8%)	1,299		39.5万円		

※本表の額は、各施設における各種加算、特定診療費等を除いて算出したものである。

## 居宅介護サービス費区分支給限度基準額

### 第1 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額

#### 1. 居宅サービス費区分支給限度基準額

##### (1) 訪問通所サービス区分

訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、算定される単位数の合計が、次に掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる対数に至るまでサービスを受けることができる額とする。

- ① 要介護1 16,580単位
- ② 要介護2 19,480単位
- ③ 要介護3 26,750単位
- ④ 要介護4 30,600単位
- ⑤ 要介護5 35,830単位

##### (2) 短期入所サービス区分

短期サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、サービスの利用日数の合計が、次の表の左欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる日数に至るまでサービスを受けることができる額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管理期間	日数
要介護1 又は 要介護2	6月間	14日
	6月間以外	14日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数(端数切り上げ)
要介護3 又は 要介護4	6月間	21日
	6月間以外	21日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数(端数切り上げ)
要介護5	6月間	42日
	6月間以外	42日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数(端数切り上げ)

#### 2. 居宅支援サービス費区分支給限度基準額

##### (1) 訪問通所サービス区分

訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、算定される単位数の合計が6,150単位に至るまでサービスを受けられる額とする。

##### (2) 短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、次のとおりとする。

- ① 短期入所限度額管理期間が6月間の場合：  
利用日数の合計が7日に至るまでサービスを受けることができる額
- ② 短期入所限度額管理期間が6月間以外の場合：  
利用日数の合計が7日に短期入所限度額管理期間に係る月数を6で除して得た日数(端数切り上げ)に至るまでサービスを受けることができる額

### 第2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、100,000円とする。

### 第3 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、200,000円とする。

## 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 2 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)及び特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生大臣が定める一単位の単価に別表にある単位数を乗じて算定するものとする。
- 3 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

### 指定居宅サービス介護給付費単位数表

#### 1 訪問介護費

##### イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所用時間30分未満の場合 210単位
- (2) 所用時間30分以上1時間未満の場合 402単位
- (3) 所用時間1時間以上の場合 584単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増やすごとに219単位を加算した単位数

##### ロ 家事援助が中心である場合

- (1) 所用時間30分以上1時間未満の場合 153単位
- (2) 所用時間1時間以上の場合 222単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増やすごとに83単位を加算した単位数

##### ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合

- (1) 所用時間30分以上1時間未満の場合 278単位

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
退所時指導加算(訪問)	460	460	460
退所時指導加算(訪問以外)	570	1,070	1,070
退所時訪問看護指示	—	300	300

### 3. 在宅におけるサービス提供体制の強化

#### ① 居宅介護サービス計画費の評価

在宅における要介護者等が、その心身の状況・環境・本人や家族の希望に応じて総合的なサービスが受けられるよう居宅サービス計画を作成すると共に、関係事業者等と連絡調整を行うことを評価

居宅介護サービス計画費(1月当たり)

要支援	650単位
要介護1・2	720単位
要介護3・4・5	840単位

#### ② 24時間の訪問体制及び緊急連絡体制の評価

a 訪問介護、訪問看護に共通して早朝(午前6時~8時)、夜間(午後6時~10時)、深夜(午後10時~翌朝6時)の加算を設定

	早朝 (午前6時~8時)	夜間 (午後6時~10時)	深夜 (午後10時~翌朝6時)
加算率	25/100	25/100	50/100

b 訪問看護に巡回型を念頭に30分未満単位を設定

c 訪問看護に緊急時訪問看護加算を創設

利用者又はその家族等と24時間の連絡体制にあって、かつ、緊急時訪問を必要に応じて行う体制を評価

訪問看護ステーションからの場合 1月当たり 1,370単位  
医療機関からの場合 1月当たり 840単位

#### ③ 訪問介護等の収入・支出の実態を踏まえた適正な評価

収入・支出の実態を踏まえ、間接経費を適正に評価

訪問介護(30分以上1時間未満)

身体介護が中心の場合	402単位
家事援助が中心の場合	153単位
身体介護・家事援助が同程度行われる場合	278単位

#### ④ 利用者のニーズに応じた多様な通所リハビリ(デイケア)、通所介護の評価

従来のように、一律の時間、サービス内容ではなく、利用者の希望、心身の状態に応じた多様な時間(2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満)や入浴、送迎等の実施状況に応じて評価

(例) 通所介護(通常併設型) 要介護1・2

	2~3時間	3~4時間	4~6時間	6~8時間
要介護1・2	232	331	473	662

(加算)

食事加算	送迎加算	入浴(介助浴)加算	入浴(特別浴)加算
39	44	39	60

⑤ 「居宅療養管理指導」として医師、歯科医師が訪問して行う要介護者等やその家族に対する介護方法等の指導、助言の評価

薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問して行う療養上の指導の評価

医師又は歯科医師が行う場合 1月当たり1回限度  
居宅療養管理指導費(I) 940単位  
居宅療養管理指導費(II) 510単位  
薬剤師が行う場合 1月当たり2回限度 550単位  
管理栄養士が行う場合 1月当たり2回限度 530単位  
歯科衛生士等が行う場合 1月当たり4回限度 500単位

### 4. 痴呆性の高齢者に対するサービスの充実

#### ① 痴呆対応型共同生活介護の適切な評価

介護報酬実態調査における入所実態や職員配置を踏まえた痴呆対応型共同生活介護の適切な評価

(平均利用額) 本単価

25.2万円 (参考: 23.6万円(仮単価))

#### ② 痴呆専門通所介護の評価

現在の通所実態や職員配置を踏まえた痴呆専門通所介護の適切な評価

(例) 通所介護 4時間以上6時間未満

	痴呆専用併設型	通常併設型
要支援	533	400
要介護1・2	630	473
要介護3・4・5	880	660

## 福利厚生センターご加入のおすすめ

選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。

◆厚生年金宿泊施設、国民年金保養センター他

■24時間、365日。職員と家族の健康を見守っています。

◆電話健康医療相談、生活習慣病予防検診費用助成他

■ガンバッテくれている職員の

“万が一”に何がしてあげられますか?

◆弔慰金、見舞金

■ソウェルクラブの会員に、手厚い暮らしの保障を新たに用意しました。

◆自動車保険、団体死亡保険

■職員の豊かな暮らしをバックアップします。

◆住宅ローン、特別資金ローン

持つて便利、使ってお得なカードです。

◆クレジットカードサービス

■全国の仲間と一緒に、海外の社会福祉施設を

自分の目で見、肌で感じてきませんか?

◆海外研修

■職員の“学びたい”気持ちを応援しませんか?

◆広報・レクリーディー講習会、生涯生活設計セミナー

■ガンバッテくれている職員に、

思いきりフレッシュさせてみませんか?

◆クラブサークル活動助成、テーマパーク他

■「おめでとう」と「ありがとうございます」の気持ちを、

職員と一緒に分からてしまいませんか?

◆永年勤続者、資格取得記念品贈呈、結婚・出産お祝い

### 加入できる職員

■社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

### 掛金

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円。

■掛金は各法人の口座から自動引き落としになります。

■掛金は全額が事業費に充てられます。

(福利厚生センターの運営費は国の補助金でまかなわれています)

職員の福利厚生はソウェルクラブにお任せください。

加入申し込み、お問い合わせは、

フリーダイヤル

TEL 0120-292-711

FAX 0120-292-722

社会福祉法人 福利厚生センター

T105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください。



**ニュース**

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.37 4月15日号  
平成12年(2000年)

# 日本介護福祉士会

訪問介護の介護報酬について  
「指定居宅サービス」  
に対する額の算定に関する基準  
（訪問通所サービス）  
その具体的な取扱いを示す  
算定に関する基準の制定に  
伴う実施上の留意事項について  
いるが、今般、訪問介護  
におけるサービス行為ごと  
の区分及び個々のサービス  
行為の一連の流れが例示さ  
れているので、訪問介護計  
画及び居宅サービス計画  
(ケアプラン)を作成する  
際の参考として適用され  
る（内容）(二面)

「訪問介護におけるサービス  
行為」との区分等について

## 計画作成に活用を

# 社団法人設立総会

## 開催を決定

5月20日、東京で

### さらに組織率の強化を

昨年からの課題である社  
団法人化については、早期  
の設立を目指し、社団法人  
化の条件ともなる組織率強  
化のために、各支部では養  
成校卒業生や国家試験合格  
者などに対して積極的な取  
り組みを実施してきた。

最近ではその努力も現  
れ、組織率も向上している  
ところであるが、この度、  
厚生省施設人材課のご支援  
もいただき、以下の通り日  
本介護福祉士会解散総会並  
びに社団法人日本介護福祉  
士会設立総会を開催すること  
を決めた。

しかしながら、五月二十  
日に開催する設立総会に向  
けて、各支部では今後も会  
員増の取り組みを続けて、  
さらには組織率の強化に取り  
組むことが肝要である。

### 過去最高の合格者数

#### 第12回介護福祉士国家試験

△日本介護福祉士会解散総  
会並びに社団法人日本介護  
福祉士会設立総会  
日時 平成十二年五月二十  
日(土)十時十五時  
場所 安田火災海上保険株  
式会社本社三階大ホール

は、各支部の代議員選出が  
済み次第、代議員に送付す  
る予定である。  
また、社団法人化に向け  
て各支部との連携を一層強  
化するにともない、今後の運  
営会議を設立総会前の五  
月七日(日)に開催する。  
会場は赤坂プリンスホテル

### 介護支援専門員 実務研修受講試験

11月12日実施

今年で第三回となる介護  
支援専門員実務研修受講試  
験は、十一月十二日(日)  
に実施することが決まって  
おり、実務研修は十三年の  
一月以降の予定である。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

なお、試験の実施要綱等  
の送付については四月以降  
に予定されており、試験範  
囲も新たに制定された政  
令・省令等に伴い拡大す  
る。

実務研修では、平成十一  
年度介護支援専門員補習研  
修での研修(給付管理等)

に予定されることが決ま  
っており、試験範囲も同様  
に予定される。

# 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について

身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ→スリッパや靴を履かせる

## 1-3 体位変換・移動・移乗介助、外出介助

### 1-3-1 体位変換

- 声かけ・説明→体位変換（仰臥位から側臥位、側臥位から仰臥位）→良肢位の確保（腰、肩をひく等）→安楽な姿勢の保持（座布団・パットなどあて物をする等）→確認（安楽なのか、めまいはないのかなど）

### 1-3-2 移乗・移動介助

#### 1-3-2-1 移乗

- 車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→華いすに座らせる→座位の確保（後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をするなど）→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認
- その他の補装具（歩行器、杖）の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認

#### 1-3-2-2 移動

- 安全移動のための通路の確認（廊下・居室内等）→声かけ・説明→移動（車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど）→気分の確認

### 1-3-3 通院・外出介助

- 声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き
- （場合により）院内の移動等の介助

## 1-4 起床及び就寝介助

### 1-4-1 起床・就寝介助

#### 1-4-1-1 起床介助

- 声かけ・説明（覚醒確認）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動（両手を引いて介助）→気分の確認
- （場合により）布団をたたみ押入を入れる

#### 1-4-1-2 就寝介助

- 声かけ・説明→準備（シーツのしわをのばし食べかすやほこりをはらう、布団やベッド上のものを片づける等）→ベッドへの移動（両手を引いて介助）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認（掛け物を気温によって調整する等）→気分の確認
- （場合により）布団を敷く

### 1-5 服薬介助

- 水の準備→配剤された薬をテーブルの上に出し、確認（飲み忘れないようにする）→本人が薬を飲むのを手伝う→後かたづけ、確認

## 1-6 自立生活支援のための見守り援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）

- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）

- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）

- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）

- 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助

- 洗濯物をいっしょに干したりたんぱりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。

- 痴呆性の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

## 2 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行なうことが困難な場合に行われるものをいう。（家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自分で行なうことが基本となる行為であるということができる。）

\*次のような行為は家事援助の内容に含まれるものであるので留意すること。

- ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

## 2-0 サービス準備等

（サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。）

### 2-0-1 健康チェック

- 利用者の安否確認、顔色等のチェック

### 2-0-2 環境整備

- 換気、室温・日あたりの調整等

### 2-0-3 相談援助、情報収集・提供

### 2-0-4 サービスの提供後の記録等

## 2-1 掃除

- 居室内やトイレ、卓上等の清掃

- ゴミ出し

- 準備・後片づけ

## 2-2 洗濯

- 洗濯機または手洗いによる洗濯

- 洗濯物の乾燥（物干し）

- 洗濯物の取り入れと収納

- アイロンがけ

## 2-3 ベッドメイク

- 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

## 2-4 衣類の整理・被服の補修

- 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）

- 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

## 2-5 一般的な調理、配下膳

- 配膳、後片づけのみ

- 一般的な調理

## 2-6 買い物・薬の受け取り

- 日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）

- 薬の受け取り

## 1 身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接觸して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、②利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。（仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要※となる行為であるといふことができる。）

\*例えば入浴や整容などの行為そのものは、たとえ介護を要する状態等が解消されても日常生活上必要な行為であるが、要介護状態が解消された場合、これらを「介助」する行為は不要となる。同様に、「特設の専門的配慮をもって行う調理」についても、調理そのものは必要な行為であるが、この場合も要介護状態が解消されたならば、流動食等の「特設の専門的配慮」は不要となる。

## 1-0 サービス準備・記録等

（サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。）

### 1-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック

### 1-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等

### 1-0-3 相談援助、情報収集・提供

### 1-0-4 サービス提供後の記録等

## 1-1 排泄・食事介助

### 1-1-1 排泄介助

#### 1-1-1-1 トイレ利用

- トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動（見守りを含む）→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作

- （場合により）失禁・失敗への対応（汚れた衣服の処理、陰部・臀部の清潔介助、便器等の簡単な清掃を含む）

#### 1-1-1-2 ポータブルトイレ利用

- 安全確認→声かけ・説明→環境整備（防水シートを敷く、衝立を立てる、ポータブルトイレを適切な位置に置くなど）→立位をとり脱衣（失禁の確認）→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータブルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作

- （場合により）失禁・失敗への対応（汚れた衣服への処理、陰部、臀部の清潔介助）

#### 1-1-1-3 おむつ交換

- 声かけ・説明→物品準備（湯・タオル・ティッシュペーパー等）→新しいおむつの準備→脱衣（おむつを開く→尿パットをとる）→陰部・臀部洗浄（皮膚の状態など観察、パッティング、乾燥）→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

- （場合により）おむつから漏れて汚れたリネンなどの交換

- （必要に応じ）水分補給

### 1-1-2 食事介助

- 声かけ・説明（覚醒確認）→安全確認（誤飲兆候の観察）→ヘルパー自身の清潔動作→準備（利用者の手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしおりなどの物品準備）→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保（ベッド上での座位保持を含む）→配膳→メニュー→材料の説明→摂食介助（おかずをきざむ・つぶす、吸い口で水分を補給するなどを含む）→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末（エプロン・タオルなどの後始末、下膳、残滓の処理、食器洗い）→ヘルパー自身の清潔動作

### 1-1-3 特段の専門的配慮をもって行う調理

- 嚥下困難者のための流動食等の調理

## 1-2 清拭・入浴、身体整容

### 1-2-1 清拭（全身清拭）

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオル・着替えなど）→声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下肢脱衣→下肢の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下肢着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作

### 1-2-2 部分浴

#### 1-2-2-1 手浴及び足浴

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→身体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

#### 1-2-2-2 洗髪

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

#### 1-2-2-3 全身浴

- 安全確認（浴室での安全）→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備（タオル・着替えなど）→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪の乾燥、整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作

### 1-2-4 洗面等

- 洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保、物品準備（歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど）→洗面用具準備→洗面（タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助）→居室への移動（見守りを含む）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

## 介護保険で「選択」の時代を迎えるといわれている。措置から契約へと変わる中で、サービス事業者を選んでもらわなければならない。そのときに決める手となるのが使い手であるホームヘルパーの質である。この事業者のサービスなら利用したいと思われるもの、つまり「顧客満足(カスタマーサティスファクションCS)」をどう実践するかが鍵になってくるのだ。

## ◎選択の手段としてのサービス評価

例(レストラン)に行つたとき、沢山のメニューの中から私たちは何を準備に選ぶのだろうか。「今、食べたかったものの」「満腹度」「価格」「美味しさ」、食べたことがないからという好奇心」。いつも決まったものを注文する人もいるかもしれない。なかなか決められずに「ちょっと待ってください」とオーダーを待つてもらうこともあるだろう。そうした「選ぶ」ということが楽しくもあり煩わしいことがある。

自分に必要な情報だけをいづつまでに取捨選択する。ゲルメガイドの中には味や店の雰囲気、対応などを評価するものもあり、情報の一つになっている。

注) ESは、エンプロイ・サティスファクションスタッフ職員の満足の意味

長く福祉の場面では「対象者」という言葉が用いられ

◎CSの発想で業務を見直す

もともと顧客満足・CS

異なる。

これまで質に対する配慮は

とても自然でてくるが、こ

とのう議論はコスト負担と

ともに

尽きる。

難しい理由はいら

ないのだ。

ある生協の助け合いサー

ビスには「退院するのでベ

ッドをレンタルするが、部

屋に置くために筆頭をどか

なってきた。

ヘルパー養

育

てきた。

それが利用者とい

う言葉になったけれど、そ

れでもまだ提供側にとって

つかび上がる。例えばある民

間の介護サービス事業者で

もなかつたとき、「それで

か」と尋ねたいとその責任

者は話した。

今、若い人が介護の現場

に続々と入ってきている。

その人たちが「満たされ

ないのか燃え尽きた

心」はないが、燃え尽きた

心を求めて去っていく…

…そんな心配があるとい

う。

介護で出くわす「善意の

あまり世話をやさずめる」

ことよりも、結果的に利用者の

意図を無視することにもな

り、それが種々の事

情できないとき、誰が行

は、顧客が力を持つ関係に

入って金融・ホテルなどで

現させるかが「顧客満足」

いたいとき、それをどう実

現させるかが「顧客満足」

となるといふ。

しかし、これがどうか

が問題に

したいのは、五人

の間に、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人

の間には、直接的な金銭の

やりとりもない。「選ぶ」

ことの楽しさも煩わしさ

も選んだことにによる「責

任」も必要はなかった。市

町村がそうしたこと引き

受けてくれたから、「サ

ービス評価」の必要性も情報

を実施する人と利用する人</p

## 第6回中国・四国ブロック研修会開催要綱

- メインテーマ 「改革の時代の中で……」
- 期日 平成12年6月24日(土)
- 会場 愛媛県県民文化会館「サブホール」他  
松山市道後町2丁目5番1号
- 参加予定者 600名
- 日程
  - 8:45~9:30 受付
  - 9:30~9:50 開会式
  - 9:50~10:30 行政説明 厚生省(予定)
  - 10:30~12:00 基調講演  
「新時代に求められる介護福祉士であるために……(仮題)」  
講師 浦和短期大学福祉教育センター長 黒澤貞夫氏
  - 12:00~13:00 昼食休憩
  - 13:00~15:00 分科会
    - ①第1分科会(老人・施設部門)
      - テーマ 公正なケアプラン作りを目指して
      - 助言者 聖カタリナ女子大学社会福祉学部助教授 佐々木信也氏
    - ②第2分科会(老人・在宅部門)
      - テーマ 公正なケアプラン作りを目指して
      - 助言者 愛媛県ホームヘルパー協議会会長 宮田真由美氏
    - ③第3分科会(障害・施設部門)
      - テーマ ケアマネジメントの流れの中で……
      - 助言者 愛媛県介護福祉士会会長 五島秀一氏
    - ④第4分科会(障害・在宅部門)
      - テーマ ケアマネジメントの流れの中で……
      - 助言者 知的障害者愛護協会会長 芳野金松氏
  - 15:10~16:00 特別講演  
「顧客を満足させるために……(仮題)」  
講師 えひめリビング新聞社編集長 小原明美氏
  - 16:00~ 閉会式

### 5 交流会の開催及び参加に必要な費用について

- 参加費(資料代、昼食代を含む)
  - 会員 4,000円
  - 会員外 6,000円
  - 学生 4,000円
- 宿泊費(※希望者のみ必要)
  - ①日 時 平成12年6月23日(金) 18:00~20:00
  - ②場 所 国際ホテル松山 松山市一番町1-13
  - ③一人 6,000円(税込、飲物代を含む)

### 6 参加申し込み方法

申込用紙に必要事項(希望する分科会、前泊希望、交流会希望等)を記入の上、5月25日(木)までに名鉄観光サービス(株)松山市店(電話 089-921-5131)まで、郵送またはファックスにて申し込みください。

### 7 問い合わせ先 研修会事務局

愛媛県社会福祉協議会福祉人材センター内「愛媛県介護福祉士会事務局」  
〒790-8553 愛媛県松山市持田町3-8-15  
電話 089-921-5344 FAX 089-921-3398

本書は、東京都支部の会  
認定を行うためには、要介護認定調査が重要な役割を果たす。

要介護認定調査ハンドブック	85項目のポイントと特記事項の記入例
定価 二千円+税	発行 ミクス(電話)
会編集 東京都介護福祉士会	三一三三九四一八七〇

書評

介護福祉士向け専門情報誌

# 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

(財) 社会福祉振興・試験センターは、介護福祉士の海外研修員を募集している。
● 派遣人員 十人
● 研修期間 十五日間
● 研修テーマ・派遣国 デンマークにおける高齢者ケアの実際(体験研修)
● 対象者 ①施設等において介護業務に従事している者であって次のお員に該当し、日本介護福祉社会の推薦を受けた者(同会の会員であるか否かは問わない)。 ②平成十二年十二月末現在二十五歳以上で、資格取得後三年以上である者

● 選考方法 書類選考。
● 費用 (財) 社会福祉振興・試験センターが負担。
● 参加申込書類提出期限 五月末日。参加希望者は申し込み用紙を日本介護福祉士会に提出および照会先へ請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。
● 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一一二三一三西勧虎ノ門ビル三階電話03-3507-0881 FAX03-3507-0881
● 会に請求すること。

田中尚輝氏(長寿社会文化協会理事)  
厚生省(介護保険担当)

七月七日(金)

提携

会に請求すること。

6 審査 当財団で一次審査監修をする。

者を発表

査の後、次の方々が最終審査

13:00~13:30 オリエンテーション

政報告と質疑応答

安田生命社会事業団介護支援専門員研修係

7 入選 申込み・照会先

者を発表

査の後、次の方々が最終審査

13:30~15:30 厚生省行

会に請求すること。

長谷川和夫先生(聖マリアンナ医科大学名譽教授)

7 入選 申込み・照会先

者を発表

査の後、次の方々が最終審査

13:30~15:30 厚生省行

会に請求すること。

長嶋紀一先生(日本大学教授)

7 入選 申込み・照会先

者を発表

査の後、次の方々が最終審査

13:30~15:30 厚生省行

会に請求すること。

小島セツ子先生(東京都社会福祉協議会特別研究員)

7 入選 申込み・照会先

者を発表

査の後、次の方々が最終審査

13:30~15:30 厚生省行

会に請求すること。

長嶋紀一先生(日本大学教授)

7 入選 申込み・照会先



# 福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ

平成12年6月2日 福祉サービスの質に関する検討会

- (4) 基準の策定にあたっては、福祉分野と同様、人が人に提供するサービスである医療分野において長期にわたり検討を重ね、第三者評価機関として実績のある財団法人日本医療機能評価機構の基準や国際標準化機構における品質管理システムの基準等を参考とした。
- (5) 社会福祉基礎構造改革が目指す「利用者本位のサービス提供」を実現するため、基準の内容には、サービスを利用する際の情報提供やプライバシーへの配慮、利用者の立場や意見を尊重する観点などを盛り込むこととした。

## 2 評価基準の構成

### (1) 評価対象

まず福祉サービスを機能別に7つの「評価対象」とした。

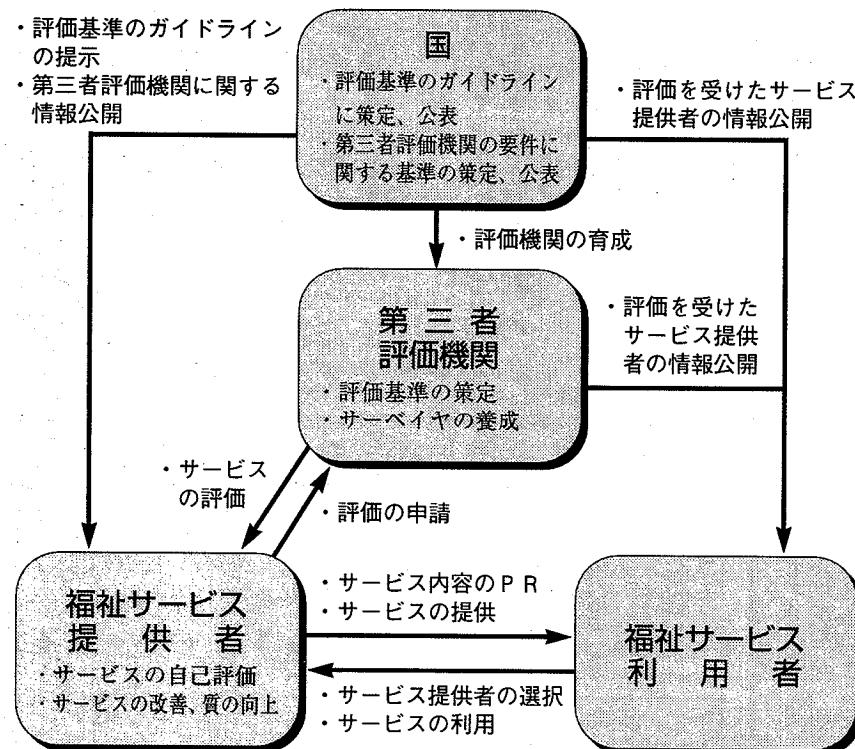
- I 福祉サービス提供の基本方針と組織
- II 地域等との関係
- III 対等なサービス利用関係の構築
- IV 福祉サービス提供過程の確立
- V 福祉サービスの適切な提供
- VI 利用者本位のサービス提供
- VII 組織の運営管理

### (2) 評価分類

7つの「評価対象」をさらに27の「評価分類」に区分した。

評価分類は、評価対象に該当する機能の基本的な枠組みを示す項目とした。

## 福祉サービスの第三者評価のイメージ図



## 中間まとめの概要

### 【第三者評価とは】

事業者の提供するサービスを当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が評価すること。その目的は個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

### 【第三者評価基準について】

社会福祉施設の最低基準や介護保険の指定基準と同レベルの基準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準とすべき。  
今年度行う第三者評価のモデル事業に用いる「第三者評価基準(試案)」を策定。

### 【評価と認証について】

評価項目や評価細目ごとの評価あるいは総合評価といった協議の「評価」に止めるのか、認定証の交付や[A・B・C]等の格付けといった「認証」まで行うか検討が必要。

### 【第三者評価機関の育成について】

第三者評価機関の数が不足することのないよう、要件を満たす第三者評価機関を国として育成。  
育成する第三者評価機関の要件についてさらに検討を深め、基準の策定を行うべき。

### 【評価者について】

福祉サービスの評価を行う評価者は、評価基準に基づいて評価を行う「評価調査者」と、評価調査者の評価をもとに、最終的な評価機関としての評価をくだす合議体である「評価決定委員会」から構成。

評価調査者は、各評価機関における評価基準や評価手順に基づき評価を行うものであることから、その資質や研修体系は当該機関ごとに定められるもの。

### 【今後の予定】

今回の「中間まとめ」において、今後なお検討を要することとされた事項については、モデル事業の実施結果等も参考としつつ、引き続き検討。

## 1. 検討の背景

介護保険法の施行や保育所入所方式の変更、社会福祉基礎構造改革の推進により、多くの福祉サービスは、これまでの行政による措置から利用者の選択による利用制度に移行することとなる。

このため、各事業者は、利用者から選択されるよう、自らの提供するサービスについて自己評価を行うなど、一層の質の向上に努めることが求められる。

一方、厚生省においては、中央社会福祉審議会の提言を踏まえ、福祉サービスの公正かつ適切な評価の実施に資するための措置として、福祉分野における第三者評価事業の導入について検討を進めているところである。

これを受け、本検討会では、11年3月に「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」をとりまとめ、サービスに関する基準や第三者評価についての基本的な考え方を示したところである。

11年度は、「基本方針」を踏まえ、第三者評価事業の実現に向けて重要な要素である「第三者評価基準」「評価の手順及び方法」「第三者評価機関の要件」及び「評価者の資質及び研修の在り方」について検討を行った。

## 2. 第三者評価とは

### 1 定義

第三者評価とは、事業者の提供するサービスを当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が評価することである。

### 2 目的

- (1) 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
- (2) 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるもの。

### <参考>

- ① 第三者評価は、民間企業分野では広く行われている。

国内や海外の格付け会社が、民間企業の財務体質や債券の信用度について、格付けを行っているのはよく知られているところである。

また、国際標準化機構が、品質管理や環境管理に関する国際規格(ISO9000及び14000シリーズ)を定めており、品質管理に力を入れている企業や国際的な取引を行っている企業などを中心にその認証取得に取り組んでいる。

医療分野においては、財団法人日本医療機能評価機構が平成7年に設立され、9年から病院の第三者評価を行っているところである。

- ② 第三者評価のほかに、最近福祉分野において制度化されつつある他の制度・事業については次のとおりである。

#### ・苦情解決事業

福祉サービスの利用者からの苦情を公正・中立に解決するため、当事者(事業者及び利用者)以外の第三者を交えた二段階の解決の仕組みを整備。事業者段階には、民生委員や地域の代表者等の第三者委員会を設置し、苦情解決を図る。都道府県段階には、社会福祉協議会に福祉、医療、法律の専門家からなる第三者委員会を設置し、苦情解決を図る。

#### ・介護相談員派遣事業

地域で活躍している高齢者や民生委員、老人クラブ関係者等が、介護サービス利用者のための相談に応じるボランティア(介護相談員)として、介護施設等のサービス事業者を訪問し、利用者の話を聞き相談にのったり、サービス担当者と意見交換を行うなどの取り組みを進めることにより、サービスの質の向上を図ることを目的とするもの。

#### ・成年後見制度

民法改正により、従前の禁治産及び準禁治産の制度を抜本的に改めた「法定後見制度」(後見、保佐、補助の制度)と新たに設けた「任意後見制度」から成る。「法定後見制度」は、法律の定めに従って家庭裁判所が成年後見人等を選任し、権限を付与するもの。「任意後見制度」は、契約によって本人が任意後見人を選任し、権限を付与するもの。

#### ・地域福祉権利擁護制度(福祉サービス利用援助事業)

成年後見制度を補完するものとして、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした制度。

また、地方自治体の中には、国が制度化する以前から、福祉サービスの第三者評価事業や利用者の権利擁護事業などに先進的に取り組んできたところもある。

## 3. 第三者評価基準について

### 1 基本的な考え方について

- (1) 社会福祉施設の最低基準や介護保険の指定基準を遵守しているかどうかをチェックする行政監査とは異なり、第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質の向上を目的としているため、そこで用いる基準は、最低基準や指定基準と同レベルの基準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準とすべきである。

- (2) 本検討会で策定する基準は、福祉サービス全般を対象とした第三者評価基準であり、各サービス分野固有の基準を策定する際の基本となるものである。厚生省の各部局においてサービス分野固有の基準を策定する際には、本基準並びに各サービスの特性を踏まえた対応が求められる。

- (3) また、本検討会で策定する基準は、第三者評価機関が策定する評価基準のガイドラインとなるものである。国が育成する第三者機関には、本基準を参考に国が示すガイドラインを満たした評価基準を策定することを期待する。ただし、独自に基準を策定せず、本基準や各部局が策定するサービス分野固有の基準をそのまま評価基準として使用しても構わないものである。



## 第7回関東・甲信越ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」  
～地域でみんなが普通に生きられる、求められる介護とは～

2. 開催日 8月26日（土）

3. 会場 大宮ソニックシティ 小ホール（埼玉県大宮市）

4. 定員 500名

5. 内容

9:00～10:00 受付

10:00～10:30 開会式

10:30～12:15 「これから求められる地域ケア」  
——障害者が望む介護とは——

コーディネーター  
埼玉県立大学社会福祉学科講師 朝日 雅也氏

報告者  
ケアシステムわら細工 糸賀美賀子氏  
埼玉県筋ジストロフィー協会 一志 正巖氏  
パーソナルアシスタントサービス のっく 出井やよい氏

12:15～13:00 昼食、休憩

13:00～13:30 コーラス  
コールファミリー（視覚障害のある方も）  
聴覚障害者手話コーラス オーケストラ

13:30～15:30 「介護保険によって現場はどう変わったか」  
——期待される介護福祉士とは——

コーディネーター  
浦和短期大学福祉教育センター長・教授 黒澤貞夫氏

報告者  
1 居宅介護サービス  
訪問介護 長野県介護福祉士会  
通所介護 新潟県介護福祉士会  
痴呆対応型生活介護 埼玉県介護福祉士会

2 施設介護サービス  
介護老人福祉施設 埼玉県介護福祉士会

3 居宅介護支援事業 東京都介護福祉士会

※指定発言  
神奈川県介護福祉士会……介護老人保健施設  
山梨県介護福祉士会……介護療養型医療施設  
千葉県介護福祉士会……通所リハビリテーション  
茨城県介護福祉士会……訪問介護  
栃木県介護福祉士会……訪問介護  
群馬県介護福祉士会……医療保険適用療養型病床群

15:30～15:45 閉会式

6. 参加費（昼食代含む） 会員 2500円  
学生 1000円  
一般 4000円

7. 連絡先  
〒336-0007 埼玉県浦和市仲町2-13-8 (ほまれ会館内)  
埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター内 埼玉県介護福祉士会事務局  
TEL 048(822)1193 FAX 048(822)1189

教員養成研修会		
一、受講対象者	二、受講人数 百名	三、日程及び開催場所 8月10日～11日 メルパル クTOKYO(東京・港区)
現に介護福祉士養成施設 等で教員として勤務してい る者及び将来その職務に從 事予定の者で日本介護福 祉士会会員	四、受講人員 百名	ある者又は将来その職務に 従事予定の者で日本介護福 祉士会会員
五、期日 9月23日～24日	六、会場 安田生命アカデ ミア(東京・府中市)	七、参加対象 現にサービス提供責任者で

## 第7回九州・沖縄ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護保険下における介護福祉士の専門性」  
社会システム変革の中で果たす介護福祉士の役割と課題
  2. 期日 8月24日（木）～25日（金）
  3. 場所 霧島ロイヤルホテル  
〒899-4201 鹿児島県姶良郡霧島町田口字扇山2703-5  
TEL 0995(57)2111 FAX 0995(57)1731
  4. 参加人員 500名
  5. 内容  
**第1日目（24日）**  
12：00～13：00 受付  
13：00～13：30 開会式  
13：30～15：30 基調講演  
「介護保険下における介護福祉士の専門性」  
長崎純心大学教授 一番ヶ瀬 康子氏  
15：40～17：40 分科会  
《社会システム変革の中で果たす介護福祉士の役割と課題を探る》  
第1分科会 指定介護施設・指定介護老健施設・療養型医療施設等  
第2分科会 指定居宅介護支援事業者等  
第3分科会 身体障害者施設・知的障害者施設等  
第4分科会 介護保険外施設  
18：00～20：00 交流会
  6. 連絡先  
日本介護福祉士会鹿児島県支部  
〒890-0031 鹿児島県鹿児島市武岡2-23-1 市住1422  
TEL/FAX 099(281)6432

TEL/FAX 099(281)6432

介護支援専門員フォローアップ研修会	
一、期日	7月8日(土)
～9日(日)	
二、場所	安田生命アカ
ニア(3F・C教室)	
三、参加対象	都府中市日鋼町一一四〇 電話〇四二一三五一一八三 一一 FAX〇四二一三五 一一八三六
日本介護福祉士会会員で介護支援専門員(実務研修終了者)資格取得者	
宿泊費	十八時 夕食(宿泊希望者のみ)休憩 十九時三十分 講談会
四、参加費 三千円(資料代、9日昼食代)	第2日目(9日) 九時 研修②・介護保険制度 細部の活用ポイント ・訪問介護の考え方 ・給付管理の流れと各種帳票
五、定員 八十名(五十名まで宿泊可能。宿泊に關	
六、カリキュラム 第1日目(8日) 十五時三十分 受付 十六時 主催者挨拶 十六時十分 研修① 介護保険の概要 おさらいと再確認	
十二時 昼食	
十三時 研修③ 支援ゾフ	

## 各種研修会に参加しよう

虎ノ門一一一一一三 西  
勘虎ノ門ビル三階（電話  
〇三一三五〇七一〇七八四

介護福祉士リーダー研修会

## トでの給付管理 七、申し込み 日本介護福 祉士会事務局 東京都港区

F  
A  
X  
O  
T  
I  
五  
〇  
七

季刊 介護福祉士向け専門情報誌  
**介護福祉**

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

**ニュース**

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.39 8月15日号  
平成12年(2000年)**社団法人 日本介護福祉士会****日本介護福祉士会****社団法人設立なる**

炭谷茂・社会・援護局長から田中会長に許可書が。

「社団法人日本介護福祉士会」の設立を記念して、九月一日(金)午後五時より、赤坂プリンスホテル新館二階クリスタルパレスで祝賀会を開催する予定。(会員は各支部でどうぞ)

**設立記念祝賀会を開催**

昨年より準備を進めてきた社団法人化が、六月二十六日付で認可され、翌二十七日には厚生省にて社団法人設立許可書交付式が行われた。

交付式には石橋・戸来・大橋副会長も同席し、交付式にあたり炭谷茂・社会・援護局長から田中会長に許可書が手渡された。

炭谷局長からは、「これを機会にますます介護福祉士の資質の向上のため頑張って下さい」と激励の言葉を頂いて下さい」と激励の言葉を頂いて下さい。

本会は、平成六年二月十二日に介護福祉士の職業倫理と専門性の向上等を目的に設立した。その後、全国・プロック研修会の開催を始め、各支部による研修会、全国一斉介護相談事業、機関誌の発行等、職能団体としての活発な活動とともに

機関誌の発行等、職能団体としての活発な活動とともに

**職業倫理と資質の向上を****7月7日に登記****筆記1月28日**  
**実技3月4日****試験日程発表****介護福祉士****受験料**

&lt;

# 介護保険の実施状況について

## 介護保険の実施状況に関する調査結果の概要

厚生省老人保健福祉局  
第28回医療保険福祉審議会合同部会資料

利用者に対する「介護保険の実施状況に関する調査」について、平成12年7月7日までに回答のあったもの下記のとおり概要としてまとめた。

実施方法=財団法人全国老人クラブ連合会の協力を得て、全国に網羅する老人クラブの組織を活用して実施。

調査対象=老人クラブの会員及び老人クラブが行っている友愛活動の対象者のうち、介護保険の利用者で在宅で生活している高齢者。

### ○回答状況

平成12年7月7日までの回答件数は821件で回収率は69.6%であった。

第1回調査件数	1,180件	各都道府県と指定都市で20ケース
回答件数	821件	回収率69.6%
うち、無効	16件	
有効回答	805件	

### ○回答者の状況

#### (性別)

回答者の性別は、女性が490件(60.9%)で、男性が295件(36.6%)となっている。

#### (年齢)

年齢別では、殆どが65歳以上の第1号被保険者であるが、そのうち75歳以上の後期高齢者は553件と7割近くを占めている。

なお、第2号被保険者である65歳未満が19件であった。

年齢区分	回答件数	備考
65歳未満	19件(2.4%)	70歳以上75歳未満 129件
65歳以上70歳未満	60件(7.5%)	65歳以上 19件(2.4%)
70歳以上80歳未満	280件(34.8%)	75歳未満 189件(23.5%)
80歳以上90歳未満	300件(37.3%)	75歳以上 553件(68.7%)
90歳以上	102件(12.7%)	
無回答	44件(5.5%)	

#### (世帯構成)

世帯の構成は、「子ども等との同居世帯」が433件で半数以上を占めており、統いて「夫婦のみの世帯」が211件、「一人暮らし」が147件という状況である。

「子ども等との同居世帯」と「夫婦のみの世帯」で、8割を占めている。

#### (家族介護者の有無)

家族介護者の有無については、「いる」が607件と多数を占めており、「いない」が171件で2割強であった。

世帯構成	家族介護者の有無
子ども等との同居世帯	いる 607件(75.4%)
夫婦のみの世帯	いない 171件(21.2%)
一人暮らし	無回答 27件(3.4%)
無回答	14件(1.7%)

### ○サービスの利用状況

#### (サービスの利用時期)

「介護保険によるサービスを利用する以前からサービスを受けているケース」が612件と多数を占めており、「介護保険により初めてサービスを受けたケース」が179件と2割強となっている。

#### (従前のサービスとの比較)

以前からサービスを受けている612件を、介護保険制度によるサービスを以前から受けているサービスと比較した場合、「殆ど変わらない」が327件と最も多く、統いて「全体的にみて増えた」が176件、「全体的にみて減った」が77件となっている。

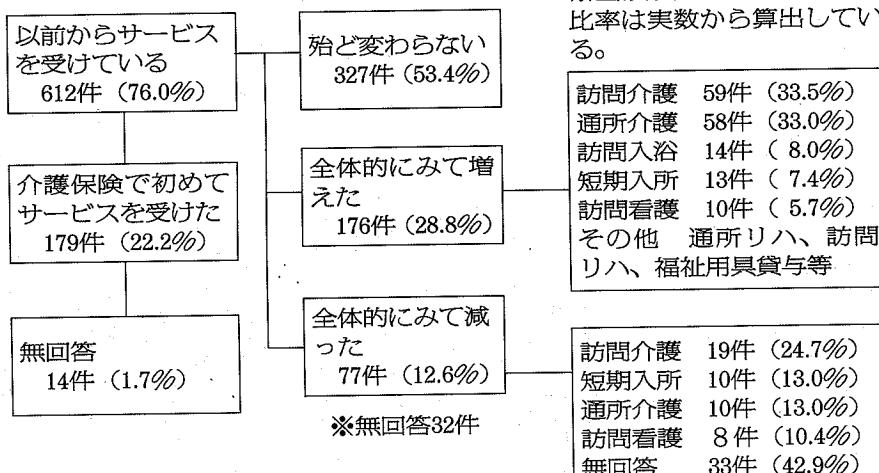
#### (増えた、減ったサービスの種類)

なお、増えた主なサービスでは、「訪問介護」が59件、「通所介護」が58件と他のサービスに比べ多く、統いて、「訪問入浴介護」「短期入所」「訪問看護」の順となっているが、いずれも10数件であった。

また、減った主なサービスでは、「訪問介護」が19件、「短期入所」「通所介護」がそれぞれ10件と続いている。

#### (サービスの利用時期)

#### (従来のサービスとの比較)



【3面に続く】

### 1. サービス利用の状況

#### (1) 要介護認定の状況

ア 本年6月現在の状況は、以下のとおりとなっている。また、要介護度の分布や二次判定における変更率については、3月末の調査とほとんど変化はない。

3月末までの申請件数	2,480,147件
4月以降の新規申請件数	315,605件
合計	2,795,752件
4月以降の更新申請件数	341,481件

※なお、新規申請件数の中には、要介護認定を受けている者が要支援となった場合、要支援認定を受けている者が要介護1~5になった場合も含まれる。

イ また、本年3月末現在のデータ(全国で約250万人の方が要介護認定申請(数%が非該当の見込み))から、サービスの利用の状況を粗く推計するなど、以下のとおりとなっている。

- ・在宅サービス利用者 約150万人
- ・施設サービス利用者 約60万人

※残りの約20数万人については、病院に入院したり、認定は受けたが正面サービスの利用を希望しない者。

#### (2) サービスの利用状況

##### ア サービス利用量の増加

介護保険の導入によりサービスが利用しやすくなり、導入した4月段階において、サービスの利用者が20%以上増加。また、サービスの利用量全体も相当程度増加。

※厚生省が実施した96市町村の調査(本年4月時点)では、サービス利用者が23%増加。また、従来からのサービス利用者の63%がサービス量が増加したと回答。

##### イ 利用者の満足度及びサービスの質についての評価

利用者の介護保険のサービスに対する満足度は、各種調査でもかなり高くなっている。また、サービスの質が全般的に良くなったとする意見や、サービスに対する苦情が言いやすくなかったとする意見は多い。

##### ※全国老人クラブ連合会の調査によると、

- ・サービス内容に概ね満足とする意見が84%、不満があるとする意見が9%。

- ・サービスの質が良くなったとする意見は28%、悪くなかったとする意見は3%。

- ・苦情を言いやすくなかったとする意見は30%

そのほか、介護保険の利用に伴う家族関係の変化について、「毎日の生活に張りが出てきた」、「在宅生活に意欲的になった」、「家庭内の雰囲気が明るくなった」、「引き続き在宅生活を送れる」等の肯定的な回答が多くかった。

※神戸市の調査(5月実施)では、91%の人が現在受けているサービスに「満足」又は「ほぼ満足」と回答。

### 2. 事業者のサービス提供状況

(1) サービス利用量の増加を背景に、事業者の活動は全般として活発。特に、従来から地域に密着した活動を展開し、利用者と信頼関係が築けた事業者が、概ね良好な成績。また、NPOなどのサービス実績も増加。

##### ※指定事業所の指定件数の状況(在宅サービス)

総数 54,826件(4月) → 58,404件(7月: +3,578件)

管轄法人 13,450件(4月) → 15,541件(7月: +2,091件)

NPO 539件(4月) → 672件(7月: +133件)

(2) 管轄法人についても、4月以降も引き続き参入は進んでおり、4月から7月までの3カ月間で、総数で、2,091件、訪問介護で688件、居宅介護支援事業で400件、福祉用具で686件、指定件数が増加している。

一部、新規参入の民間企業が苦戦しているとされているが、これは、

- ・新規に参入して、地域に十分に浸透できていない、

- ・訪問介護とケアプラン作成のみのサービス提供に止まっており、サービスのメニューが少ない、

といった状況で、利用者を獲得できていないことによるものと見込まれる。

※利用可能な事業所数でみた場合、訪問介護(ホームヘルプサービス)で2.3倍、訪問看護で1.6倍(86市町村の集計結果。1年前との比較)に拡大。(厚生省調査(4月))

(3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、施行当初において、業務に十分に慣れていたり、新規ケースが集中した結果、支給限度額の範囲内にサービス量が収まっているかの確認で業務が手一杯の状況であった。

ただ、利用者の抱えている課題の分析やサービス事業者との連絡調整まで十分に手が回っていない状況にある。

(4) 訪問介護については、身体介護中心型、家事援助中心型及び両者の複合型の3区分があるが、この当時はめが不適切になっている場合がある。

### 3. 介護報酬の請求の状況

(1) 介護報酬の請求については、フロッピーディスクなどの磁気媒体や電話回線を用いた伝送方式により行うことが原則である。

5月請求分(4月サービス分)では紙による請求が多かった(約7割の事業所)が、6月請求分(5月サービス分)では、改善傾向が見られた。

##### ※請求状況(事業所数: 全国集計値)

5月審査分 紙: 70.6%、磁気媒体: 23.9%、伝送: 5.5%

6月審査分 紙: 58.0%、磁気媒体: 27.8%、伝送: 14.2%

(注) 5月分は都道府県からの報告をもとにまとめたもの。6月分は国保中央会が集計した速報値。

(2) 5月請求分については、請求書の記載漏れや受給者台帳、事業者台帳との不整合など、適正な請求であることが確認できないことにより、通常の支払いが受けられないケースがあった。

こうした事例の多い都道府県を中心に、事業者が資金繰りに困ることのないよう、都道府県、国保連に対し、保険者と十分に連携を取った上で、概算払いなどの措置を実地していただくよう依頼した。



## 第7回全国研究大会開催要綱

- 期日 11月17日(金)~18日(土)
- 受講対象者
  - 日本介護福祉士会会員
  - 社会福祉業務従事者・社会福祉協議会・行政機関等の職員
  - 介護福祉士養成校学生・福祉関係学生
  - 福祉・保健・医療関係者・その他一般
- 会場
  - ホテル新潟(17日)  
〒950-0088 新潟市万代5-11-20 電話 025-245-3381
  - 新潟エニソンプラザ(18日)  
〒950-0994 新潟市上所2-2-2 電話 025-281-5511
- 日程(予定)
 

11月17日(金) 第1日目
13:00~13:30 開会式典 主催者挨拶・来賓挨拶
13:40~15:10 基調講演 厚生省(予定)
15:30~17:00 記念講演 衆議院議員 田中眞紀子氏(予定) 「21世紀の介護とは」(仮題)
18:00~20:00 懇親会
11月18日(土) 第2日目
9:00~11:30 分科会
12:20~14:50 分科会
15:50~16:00 閉会式典 研修委員長挨拶・次期開催支部より挨拶

## 全国一斉介護相談実施要綱

- 期間 9月15日(金)~21日(木)(期間は前後でも可)
- 場所 (社)日本介護福祉士会 都道府県支部
- 内容
  - 各支部による会場での介護相談
  - フリーダイヤルによる介護相談(電話 0120-008-294)
  - 各支部による介護講習・実技指導等
  - その他、各支部の企画によるもの(期間内に行うものであり、広く地域住民への普及啓発活動につながるもの介護福祉士の社会的貢献とPR効果が期待できるもの)
- 標語 「みんなで支える明るく豊かな長寿社会」  
—敬老の日・老人保健福祉週間 振唱50周年—
- 主催 日本介護福祉士会・都道府県介護福祉士会

## サービス提供責任者研修会

- 期日 9月23日(土)~24日(日)
- 場所 安田生命アカデミア  
〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-40 電話 042-351-8311
- 受講対象・受講人数
  - 現にサービス提供責任者である者又は将来その職務に従事予定の者で本会会員
  - 100名
- 趣旨 介護保険制度施行後、半年が経過、現場では訪問介護等に関する解決すべき重要な問題が山積している。この現状を踏まえ、自立支援の立場から、安全でよりよいサービス提供の責を負う者に対し、適切な介護計画の立て方等、課題解決に必要な講義を実施する。
- 問い合わせ 日本介護福祉士会事務局 電話 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

介護福祉士向け専門情報誌

# 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



介護福祉士の資格の向上  
並びにリーダー的立場に立つものを育成するために研修を実施し、都道府県名

支部の事例研究のための講師養成を行うものとして、各支部でリーダー的立場の者や講師となってい

## 東京と大阪でリーダー研修会を開催

(大原医療福祉専門学校介護福祉学科長・平祥子氏)、医療・保健職とのネ

専門教育のあり方(静岡県教授・矢野和彦氏)、福

立大学短期大学部社会福祉学科教授・岩橋成子氏)の

シトワーキ形成及び基本的論・事例研究の進め方、

医学知識(浦和短期大学助教・小原美氏)、医療・保健職とのネ

シトワーキ形成及び基本的

論・事例研究の進め方、





(社)日本介護福祉士会専用福利厚生制度

**「安心三重奏」現在募集中!**

- 介護現場における事故は高齢者等が相手となるため、回復が遅く賠償額が高額になるおそれがあります。
- ・骨折等の事故でも後遺障害が残り、すぐに百万円を超える賠償事故となります。
- 既に医療の世界では、病院賠償保険(施設補償)と勤務医賠償保険(個人補償)が制度上整備されています。賠償事故に対する責任割合は、過去の判例統計によれば、おむね施設:個人=8:2という状況になっています。
- ・個人の責任は問われないというのは昔の話。内容によっては、施設と併せて個人が訴えられるケースも想定されます。
- 措置から契約に移行し、サービス利用者の権利意識が高まるにつれて賠償事故件数も増加しています。

☆どのような職場においてもポータブルな補償が受けられる介護福祉士個人に対する保障が求められています。(※介護先進国の中ではもはや常識)

☆介護福祉士会の会員でなければ得られない補償内容です。  
(市販されていません)

**積極的にご加入ください!!  
加入促進月間を12月までとしました。**

**第5回東海・北陸ブロック研修会実施要綱**

1. テーマ 「利用者本位の介護サービス—利用者満足の視点とは—」

2. 期日 平成13年2月3日(土)~4日(日)

3. 参加定員 230名

4. 会場 「瑠璃光」

石川県加賀市山代温泉19-58-1

TEL (0761) 77-2323

5. 日程

第1日目 2月3日(土)

12:00~13:00 受付

13:00~13:20 開会式

13:20~14:20 行政説明 厚生省(予定)

14:20~14:30 休憩

14:30~17:00 記念講演「利用者満足と介護福祉士の専門性」

講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏

17:00~18:00 休憩・チェックイン

18:00~20:00 懇親会

第2日目 2月4日(日)

9:00~12:00 実践事例研究会

日本医科大学教授 竹内孝仁氏

テーマ「嚥下障害、口腔ケア」

「人間性の回復とリハビリテーション」

「利用者のQOLを高める福祉用具」

「介護現場における人権擁護」

12:00 散会

6. 参加・宿泊費

(1) 参加費 ①会員・学生1,000円 ②会員外7,000円

(2) 宿泊費・懇親会費 14,000円

(3) 懇親会(宿泊なし) 7,000円

7. 申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

石川県福祉人材センター

〒920-0964金沢市本多町3丁目1番10号

TEL (076) 234-1151 FAX (076) 234-1153

市万代シティ広場において、電話相談(フリーダイヤル)、車椅子体験、視覚障害者体験、ベッドの介助体験などを実施した。

今回、待っている相談から町に出て多くの人に特に若い人の介護に関心を持つ若いうい人の介護に対する機会とどうえ

市内で行った。相談内容は、福祉の仕事がしたい、介護支援専門員の役割について、移動介護がうまくでき

きないなどさまざまあつた。

また、体験コーナーでは学生などの若い参加者が多かった。

スなどを行った。相談件数は十一件あり、介護保険制度や福祉機器の使用方法などをほとんどであった。

●新潟県介護福祉士会

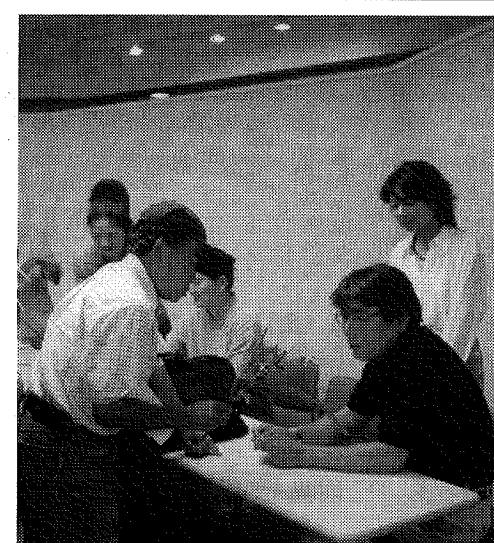
九月十五日(金)、新潟市万代シティ広場において、電話相談(フリーダイヤ

ルコート)で、介護相談、介護用品展示、コピーサービ

●岐阜県介護福祉士会

九月三日(日)、岐阜市内の「マーサ21」セントラ

ルコートで、介護相談、介護用品展示、コピーサービ

**●大阪府介護福祉士会**

九月十五日(金)に大阪市南港ATCエイジレスセンターで、「心の時代—園芸療法」と題して、適寿リハビリティーション病院理事長・公文康氏を講師に迎えて講習会を開催した。

医師であり、園芸療法研究家である公文康氏から、「心のケアとして園芸療法を取り入れ、生きる価値を十分の一でも日々享受するための援助を目指す」などの理念についての話があつた。

**近畿ブロック研修会実施要綱**

1. テーマ 「介護保険がはじまって1年～介護福祉士への評価と課題」

2. 期日 平成13年2月25日(日)～2月26日(月)

3. 参加定員 150名

4. 会場 三井ガーデンホテル奈良

奈良市三条本町8番1号(JR奈良駅すぐ)

5. 日程

第1日目 2月25日(日)

12:00~13:00 受付

13:00~13:30 開会式

13:30~14:40 行政説明 厚生省(予定)

14:40~14:50 休憩

14:50~16:20 特別講演「古都奈良と福祉事業」(仮題)

講師 奈良県老人福祉施設協議会会長 辻村泰範氏

18:00~20:30 交流会

第2日目 2月26日(月)

9:00~12:00 シンポジウム

(シンポジスト)

国見苑苑長 南 徳子氏

(株)まごころ福祉社長 勝田芳枝氏

奈良県看護協会 中村麻美氏

奈良県社会福祉士会 東 祐子氏

奈良県介護福祉士会 喜多久美子

12:00~13:00 昼食休憩

13:00~14:30 基調講演

講師 立正大学社会福祉学部教授 小笠原祐次氏

14:30~15:00 閉会式

6. 研修会及び交流会参加に必要な費用について

(1) 参加費 ①会員3,000円 ②会員外8,000円 ③学生3,000円

(2) 宿泊費(※希望者のみ必要)

トリプル7,000円 ツイン8,500円 シングル10,000円

(3) 交流会費(※希望者のみ必要) 8,000円(税込、飲み物代を含む)

7. 申し込み・問い合わせ先

奈良県介護福祉士会事務局

〒639-2244 奈良県御所市柏原1594-1 国見苑内

TEL 0745-63-1102 FAX 0745-63-1104

**福利厚生センターご加入のおすすめ**

選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。

◆厚生年金宿泊施設、国民年金保養センター他

■24時間、365日、職員と家族の健康を見守っています。

◆電話健康医療相談、生活習慣病予防検診費用助成他

■ガンバッテくれている職員の

“万が一”に何がしてあげられますか?

◆弔慰金、見舞金

■ソウェルクラブの会員に、手厚い暮らしの保障を新たに用意しました。

◆自動車保険、団体死亡保険

■職員の豊かな暮らしをバックアップします。

◆住宅ローン、特別資金ローン

持てて便利、使ってお得なカードです。

◆クレジットカードサービス

■全国の仲間と一緒に、海外の社会福祉施設を自分の目で見、肌で感じてきませんか。

◆海外研修

■職員の“学びたい”気持ちを応援しませんか。

◆広報・レクリーダー講習会、生涯生活設計セミナー

■ガンバッテくれている職員に、思いたりリフレッシュさせてみませんか。

◆クラブサークル活動助成、テーマパーク他

■「おめでとう」と「ありがとう」の気持ちを、職員と一緒に分かち合いませんか。

◆永年勤続者・資格取得記念品贈呈、結婚・出産お祝い

**加入できる職員**

■社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

**掛金**

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円。

■掛金は各法人の口座から自動引き落としになります。

■掛金は全額が事業費に充てられます。(福利厚生センターの運営費は国の補助金でまかなわれています)

職員の福利厚生はソウェルクラブにお任せください。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル  
TEL 0120-292-711  
FAX 0120-292-722社会福祉法人 福利厚生センター  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17虎ノ門NNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください。



## 北海道・東北ブロック研修会実施要綱

- テーマ 「新世紀に輝いて生きる～自立支援と介護福祉士」
- 期日 11月24日(金)～11月25日(土)
- 参加定員 200名
- 会場 秋田県社会福祉社会館大会議室  
秋田県秋田市旭北栄町1-5
- 日程 第1日目 11月24日(金)
  - 13:00～13:30 開会式
  - 13:30～14:20 講演「輝いて生きる～介護福祉士のこれから」(仮題)  
講師 日本介護福祉士会会長 田中雅子氏
  - 14:20～14:30 休憩
  - 14:30～16:30 講演「新世紀を迎えて～介護保険の現状と今後の福祉の動向」(仮題)  
講師 厚生省(交渉中)
  - 18:30～懇親会(秋田パークホテル予定)

- 第2日目 11月25日(土)
  - 9:00～11:30 シンポジウム  
「新世紀に輝いて生きる～自立支援と介護福祉士」  
(シンポジスト) 龍谷大学社会学部地域福祉学科助教授 久田則夫氏  
全国自立生活センター協議会代表 樋口恵子氏  
特別養護老人ホーム「平成園」施設長 栗林孝得氏  
(コーディネーター) 大館桂城短期大学人間福祉学科助教授 渡部誠氏
  - 11:30～閉会式
- 研修会及び交流会参加に必要な費用について
  - (1) 参加費(25日弁当代含む)  
①会員1,000円 ②会員外2,000円 ③学生 無料(学生証の提示)
  - (2) 懇親会費 5,000円
- 問い合わせ先 特別養護老人ホーム「大平荘」内  
担当 桜井亮子 TEL 018-838-2338

野村知司氏による「訪問介護の適正化について」、長澤大学福祉学科助教授・須加美明氏と社団法人日本介護福祉士会副会長・大橋

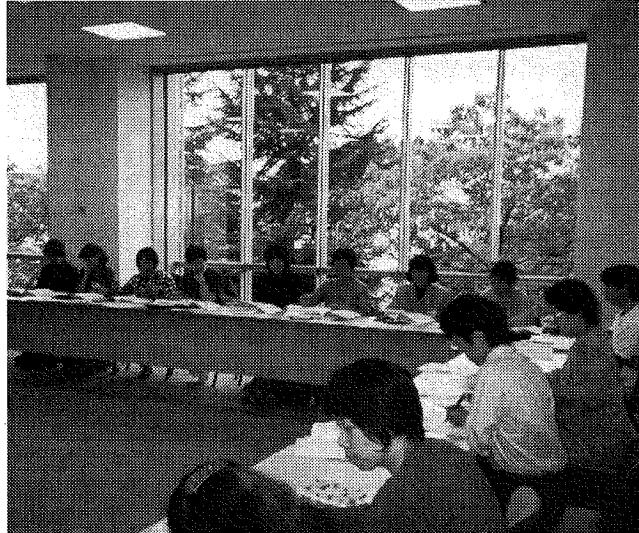
## 関東・甲信越ブロックも研修会を開催

八月二十六日に実施された第七回関東・甲信越ブロック研修会は、社団法人化して初めての研修会となつた。五百名の参加者で会場の大宮ニックスシティホールは満席になり、厚生省社会・援護局施設人材課長森山幹夫氏をはじめ、埼玉県内の保健・医療・福祉関係各団体代表者の臨席のもと、盛大に開会式が行われた。

社会福祉事業法が社会福祉法と改称、その法律が改正・施行となって「措置から利用制度へ」の見直しを含む社会福祉基盤構造改革により、「個人の尊厳・利用者主体の理念」をもって利用者の真のニーズを改革によって実現されることが求められている。その中で、「介護福祉士と自立支援で地域でみんなが普通に生きられる」求められる介護とは「」をメインテーマに実施した。午前中は「これから求められる地域ケア～障害者が望む介護とは～」をテーマに、障害者の生活障害改善のための現状報告。午後は

指定居宅介護支援事業者による在宅の役割と課題】

二日目、記念講演として厚生省社会・援護局施設人材課長の森山幹夫氏が、「社会福祉基盤構造改革の現状と今後の課題」と題して講演を行った。森山氏は、「社会福祉の基礎構造改革が始まり、ゴールドプランが21(高齢者保健福祉推進十年戦略)、新エンゼループ



介護保険制度が施行されて半年、「介護の専門性を活かした訪問介護計画書について研修の場を設けてほしい」との要望が多くなってきたことを受け、初の「サービス提供責任者研修会」が、九月二十三、二十四に安田生命アカデミアで四十名の受講生を集め開催された。

内容は、名古屋大学大学院法学研究科助教授・古都賢一氏による「リスクマネジメント」、厚生省老人保健福祉局振興課課長補佐・

## 利用者本位の訪問介護計画作成サービス提供責任者研修会

第七回九州ブロック研修大会が八月二十四、二十五日の二日間、鹿児島県霧島ロイヤルホテルで開催され、二百四十名が参加した。

一日目は、基調講演に「介護保険下における介護福祉士の専門性」と題し、長崎純心大学教授・一番ヶ瀬康子氏の講演があった。

一番ヶ瀬氏は、「終末を迎えて人にに対する人間の尊厳を考えるとき、人間の命と

佳子による「訪問介護計画書作成演習」の講義・演習

があり、サービス提供責任者の重要性や役割を再確認することができた。

## 九州ブロックが研修会

午後より、「社会システムの問題など、人権といううえの方の中身が重要。専門職としてその人の人生を全うできる介護をすることである」などと話された。

二日目、記念講演として厚生省社会・援護局施設人材課長の森山幹夫氏が、「社会福祉基盤構造改革の現状と今後の課題」と題して講演を行った。森山氏は、「社会福祉の基礎構造改革が始まり、ゴールドプランが21(高齢者保健福祉推進十年戦略)、新エンゼループ

等、障害者、高齢者などが総合的に推進され、医療や年金でも含んだ社会保障全体の構造改革が進んでいます。高齢者や障害者を持つ者、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道を探り、社会的にシステムを整備していくことが必要です。また、福祉・保健・医療の連携の下に、情報を共有・提供するWAMNの活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。

ラム、障害者、ランなどが

年金でも含んだ社会保障

が、QOLを高めながら、

地域の中で共に生きる道

を探り、社会的にシステムを

整備していくことが必要

です。また、福祉・保健・

医療の連携の下に、情報を

共有・提供するWAMN

の活用を」と強調した。